

田辺市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成 年 月

田辺市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象	1
第2章 「次世代育成支援行動計画」の評価・課題	2
1. 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち	2
2. 子育てと社会参加が両立したまち	8
3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち	10
4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち	14
第3章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化	21
1. 子どもをめぐる状況	21
2. 子どもと家庭の状況	24
第4章 計画の目標	27
1. 基本理念	27
2. 基本的視点	27
3. 基本目標	28
4. 計画の体系	29
5. 子ども・子育て施策の方向	30
第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策	40
1. 教育・保育等の量の見込みと確保方策設定の流れ	40
2. 教育、保育提供区域の設定	43
3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	44
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	46
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	52
第6章 計画の推進	53
1. 計画の体制	53
2. 計画の進捗状況の点検及び評価	53
田辺市子ども・子育て会議条例	54

【別冊】

子ども・子育て施策個別事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えることが懸念されるものとなり、また都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化してきています。

こうした状況の中で、国は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援の推進を図ってきました。しかしながら、全国的に少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることや、子育てに対する負担感や不安が募っていることが引き続き問題となっていることを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」を平成24(2012)年8月に制定したところです。

このような流れを受け、本市においても、平成17年3月「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成26年度（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）を計画期間として、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的に推進してまいりました。しかしながら、近年の経過の中で、子どもと家庭を取り巻く状況は変化していることから、第一義的には「子どもは、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

そうしたことから、「田辺市次世代育成支援行動計画」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、これまでの子ども・子育て支援に関する取り組みを継承しながら、新たな展開を目指した計画として「田辺市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく市町村事業計画であり、国より示された「子ども・子育て支援事業計画の基本指針」であるすべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」等を目指すものです。

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援にかかわっている団体の代表、事業者、子育て中の保護者などで構成する「田辺市子ども・子育て会議」を設置・開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定します。

3. 計画期間

平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とします。

第2章 「次世代育成支援行動計画」の評価・課題

1. 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち

1-1 地域の子育てサービスの充実

共働き家庭だけでなく、専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育てに関する相談事業や交流の場の提供、子育て支援サービスの充実、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターでの取り組みなどをとおして、地域における子育て支援を進めてきました。

主な取り組みとして、地域子育て支援センターにおける子育て相談、子育てサークル育成支援や民間団体によるファミリーサポートセンターへの参加は安定的に推移しており、地域の中で助け合いながら子育て支援に努めています。

しかしながら、利用者の偏りなども見られ、利用していない方への参加促進や、ニーズに対応した自主的な運営体制の継続などが課題となっており、関係機関とのさらなる連携を深め、安心して子育て・子育ちができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

表 2-1 評価：地域の子育てサービスの充実

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
子育て相談事業 (地域子育て支援センター)	電話、来所、訪問による子育ての悩みの相談に応じます。	1歳のお誕生日おめでとうカードを郵送することで、地域子育て支援センターの活動案内につながり、低年齢の子どもの参加が増えました。 支援センターを利用してない親子の“子育てSOS”をキャッチするための各関係機関との連携を、どのようにして密にしていくかが課題となっている。
親子(家庭)保育フレンズ (地域子育て支援センター)	5月から月3回(午前9~12時の間)もとまち保育所内で、生活や発達の面で関わりが必要であると考えられる子どもたちに、遊びの場を提供しています。	幼稚園や保育所の集団に入る前に親子で通うことができ、参加した親子からは集団に入る前のステップとして、貴重な時間をすごすことができたと喜ばれている。 保育所の一室を借りて開催しているため、保育所への負担も大きく、希望者が多くなってきた時の対応が必要となっている。
子育てサークル育成・支援事業 (地域子育て支援センター)	保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動を支援します。また、サークルからの要望により保育活動を実施します。	自主運営しているサークルに、愛あいミーティング(サークルリーダー・スタッフ交流会)への参加を呼びかけ、サークル間の交流を持てるような取り組みをしているが、サークル運営体制の継続のため側面からのサポートが必要となっている。
子育て広場事業 (地域子育て支援センター)	扇ヶ浜公園や「たなべる」でふれあい遊びやパネルシアター、季節にちなんだ遊びにより交流を広げます。	参加の申し込みがいらず、自由参加で遊びながら参加ができることが参加者には好評である。 参加者同士で会話することにより、育児ストレスの解消にもつながっている。 要望のあった冬青空広場の開催は好評であったが、開催回数について検討する必要がある。

あいあい広場 (地域子育て支援センター)	年間 12 回程度開催 市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を実施します。	土・日曜日、平日の開催も取り入れている。土・日曜日には父親の参加が増加している。 内 2 回はちかの保育園で開催して、地域の子どもたちの参加、そして地域の人々の協力も得ながら交流も深めている。
つどいの広場事業 (地域子育て支援センター)	保護者と子どもが気軽に集える場の提供をします。	申し込みがいらず、気軽に集う場となっている。 母親同士の交流の中で子育ての悩みや情報交換により、子育ての不安の緩和や解消につながっている。 時には、父親・祖母の参加もあり、広がっている。 子どもたちにとっても同年齢、また異年齢の友だとの交流の場ともなっている。
児童館活動	児童館における各種の活動を推進し、子どもの居場所づくりに努めます。	土曜日及び放課後に各種教室及び事業を実施することにより、子どもの居場所を提供することができ、子どもの健全育成に取り組んでいる。 しかしながら、少子化による児童、生徒数の減少と塾通い等、余暇活動の多様化により、児童センターの利用は、近年減少しており、児童、生徒及び保護者のニーズにあった活動に取り組む必要がある。
児童館指導員の育成 (末広児童館)	専門的知識を持った指導員の育成を行います。	専門性を高めるため、専門的な学習や資格取得が必要となっている。
子どもサポートネットみらい (末広児童館)	田二小学校・東陽中学校区の地域の大人が、子どものための行動を起こすことを目的として、子育ての集い等の取り組みを図っています。	子どもサポートネットみらいの事業も 9 年目を迎えるが、子育ての集いや子どもと大人の地域での交流をとおして、児童の健全育成を図っており、今後も地道な取り組みを進める必要がある。
子どもクラブの指導者育成 (生涯学習課)	子どもクラブの指導者の育成のための取り組みを図ります。	子どもクラブ活動の「意義」や「役割」を指導者に知っていただくとともに、各地域の保護者が連携して子どもたちを育み守っていくという意識の醸成に努めている。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て推進課)	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催その他の事業を行います。	発足年度の会員数 155 名に対し現在 970 人と約 6.26 倍となっているが、行政局管内での認知度が低く、利用者が少ないとから、引き継ぎ制度の周知とサポート会員の養成を図るとともに、子育て世帯への制度の周知を図る必要がある。
放課後児童健全育成事業 (子育て推進課)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	公設公営 10 か所、民設民営 1 か所の学童保育所で、開設、約 440 人が利用。 小規模校の開設及び小学 6 年生までの受入について、子どもの居場所として、関係機関と連携する必要がある。
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業(ショートステイ)) (子育て推進課)	保護者が家庭において児童を養育することが困難な場合に、施設において必要な保護を行います。	保護者の緊急時に子どもを預かることができ、子育て支援サービスを提供した。

子育て短期支援事業 (夜間養護等事業 (トワイライトステイ)) (子育て推進課)	保護者が夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難になった場合に、施設において必要な保護を行ないます。	トワイライトステイ事業は、利用実績が無いことから、啓発に努める必要がある。
幼稚園の預かり保育事業の充実 (学校教育課)	保育需要の多様化に応じた預かり保育を検討します。	保護者からは子育て支援になると評価されている。
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	社会教育施設や学校の余裕教室等を活動の拠点として様々な体験活動を提供し、地域の支援や協力を得て地域で子どもを育てるように働きかけます。	異なる年代の子ども達のふれあいや大人とのふれあう機会があることにより、豊かな人間形成を構築する機会となっている。しかし、地域人材（指導者）の確保が困難になっていることから、指導者の育成が必要となっている。

1-2 要支援家庭などへのサポート

配慮が必要な要支援家庭への取り組みとして、ひとり親家庭等の自立支援や多子家庭への経済的な支援、要保護児童対策地域協議会などの対応を進めてきました。

紀南地方を中心とした厳しい経済状況や少子化傾向の中で、事業は安定的に推移しています。今後も現在の利用者と同様のニーズの掘り起こしや、家庭状況などに対応したきめ細かな施策運営が課題です。

表 2-2 評価：要支援家庭などへのサポート

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
ひとり親家庭等医療費助成事業 (保険課)	ひとり親家庭の親子とそれに準じる方の保険医療の自己負担分を助成します。	ひとり親家庭等の健康の保持・増進のための支援が図られている。
妊婦健康診査費助成事業（田辺市第三子以降に係る妊婦健康診査費助成事業） (健康増進課)	妊婦健康診査の際に必要とされる診査費 14 回分を助成します。	平成 21 年 3 月に第三子以降に係る妊婦健康診査費助成事業を終了し、平成 21 年度より、全ての妊婦を対象とした、健康診査助成事業に拡充実施をしている。
田辺市一般不妊治療費助成事業 (健康増進課)	子どもの出産を望む夫婦の一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。	一般不妊治療のうち、人工受精は保険適用がなく、夫婦の経済的負担が大きいため、子どもを生み育てたいと希望し、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減でき、不妊治療を受けやすくなっている。
田辺市特定不妊治療費助成事業 (健康増進課)	子どもの出産を望む夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。	特定不妊治療は、健康保険の適用が無いために経済的負担が大きく、子どもを生み育てたいと希望する夫婦の経済的な負担を軽減する事で不妊治療を受けやすくなっている。
子ども医療費助成事業（保険課）	就学前児童の保険医療の自己負担分及び小学校児童の入院にかかる保険医療の自己負担分を助成します。	就学前児童及び小学校児童の健康の保持・増進を図ることにより、子育て支援に役立っている。

第三子以降に係る保育料助成事業 (子育て推進課)	保育所に児童を入所させている保護者の費用負担の軽減策として、第三子以降、3歳児未満児の保育料について無料化を図ります。	少子化社会の中で、積極的に第三子以上を産み育てようとする世帯の経済的な負担を軽減し、また、その世帯における就業と子育ての両立を支援が図られており、今後も適切な制度実施が必要である。
田辺市三子以上に係る育児支援助成事業 (子育て推進課)	小学校以下の子を3人以上養育している方で、就学前の子どもが一時的な育児支援等を利用した際の自己負担分の一部を助成します。	多子世帯への支援が図られており、今後も適切な制度実施が必要である。
田辺市ひとり親家庭等育児支援助成事業 (子育て推進課)	ひとり親家庭等で、小学生以下の子どもが一時的な育児支援等を利用した際の自己負担分の一部を助成します。	ひとり親家庭への支援が図られており、今後も適切な制度実施が必要である。
家庭支援推進保育事業 (子育て推進課)	家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数受け入れている保育所に対し補助を行います。	保育士の加配等、よりきめ細やかな保育を行なえるよう環境整備を図っており、また、家庭訪問も行い家庭支援を行っているが、今後も児童の様子や家庭状況に応じたきめ細やかな保育を継続する必要がある。
障害児保育事業 (子育て推進課)	集団保育が可能な程度の障害のある子どもを保育所において保育を行います。	障害の程度にもよるが、理解や身辺整理などが困難な児童が集団保育や個別保育を受けることにより、少しづつ発達が促され、できることが増えてきている。また、障害児保育を実施することにより、周囲の子どもたちにいたわりや、やさしさが養われており、今後も継続して実施する必要がある。
障害児サマースクール (障害福祉室)	プール遊びを中心とした障害児夏休み支援事業を支援します。	近年、利用者が減る傾向にある。その理由として、児童発達支援や放課後等デイサービス事業を提供する事業所の数や内容が充実していることがあげられる。そのため、効果的な事業実施の観点からの内容検討が必要である。
障害児福祉サービスの充実 (障害福祉室)	利用者が居宅生活支援費制度を利用しやすいように、支援体制の充実に努めます	後期計画中に、法律の改正等により個別の事業内容の変更があったが、利用者の増加に伴う事業所の定員増や新設があり、支援体制の充実が図られており、今後も適切な制度運営が必要である。
自立支援教育訓練給付金事業 (子育て推進課)	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母及び父子家庭に父に対し、受講費用の20%（4千円を超え、10万円以内）を支給します。	資格取得後は、就業により自立が促進されており、今後も就業支援援助が必要な母子・父子家庭に対して、適切な制度の運営が必要である。
高等職業訓練促進給付金事業 (子育て推進課)	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、給付金の支給を行います。	資格取得後は、就業により自立が促進されており、今後も給付金を適切に支給する必要がある。

家庭児童相談室の相談体制の充実 (子育て推進課)	児童に関わる相談を受ける体制の充実を図ります。	さまざまな相談が寄せられている中で、児童相談所をはじめ関係機関との連携を密にしながら、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組んでおり、今後も引き続き連携を密にしていく必要がある。
要保護児童対策地域協議会の設置 (子育て推進課)	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う会を設置します。	児童虐待に対する市民の認識が深まりつつある中、個々のケースに対応できるように実効性のある協議会運営が必要となっている。

1-3 地域支援ネットワークの確立

「田辺市民活動促進指針」に基づき、市民活動への支援に取り組むとともに、サークル活動への支援などを推進し、地域活動への支援を進めてきました。

しかしながら、地域の活動主体の会員の高齢化、減少による活動の継続への不安が現れており、運営体制の検討が必要となっています。

表 2-3 評価：地域支援ネットワークの確立

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
シルバー人材センターによる子育て支援事業 (やすらぎ対策課)	地域の高齢者が、子育てを必要とする家庭の手助けを行います。	今後の需要の状況をみながら対応を検討しますが、事業実施にあたっては会員の確保が必要である。
高齢者との交流 (やすらぎ対策課)	老人クラブがイベントなど通じて小さな子どもと交流を行います。	地域の児童と老人クラブとの交流により、児童の見守りが図られる等、地域での子育て支援に貢献できているが、老人クラブ会員の高齢化、会員の減少などから、今後老人クラブを維持継続していく方法が課題となっている。
田辺市地域保健福祉推進補助金交付事業 (福祉課)	地域保健福祉活動の活性化のため、補助金を交付します。	毎年一定数の事業申請があり、地域の保健福祉活動を支援するため、本制度の継続と活用に向けて広報に努めていく必要がある。
市民活動の支援 (市民活動センターの設置) (自治振興課)	市民活動センターを核として、市民活動の総合的な支援を行います。	公募により NPO 法人を選定し、運営を委託しており、このことにより民間のノウハウや NPO 相互の情報が得られている。また、わかやま NPO サポートセンターからアドバイザーの派遣を受け、NPO の設立や運営指導、各種補助申請のサポートにも対応しているが、引き続き市民活動団体の支援、ネットワーク組織の拡充、各種相談等の業務を遂行していくうえで、コーディネーターの常駐化や機能強化に伴う事務スペースの拡張などが課題である。

みんなでまちづくり補助金の交付 (自治振興課)	公益目的の市民活動に対して補助を行います。	多様な団体から申請があり、それぞれの地域で市民団体の活動の新たな展開、組織の発展強化の推進が図られた。ソフト事業については、一過性のイベントや恒例のイベントへの助成要望が多く、新規、独自性、発展性のある事業の開拓、さらには3回という利用制限に対して、それ以降の団体の自立と行政のフォローが課題となっている。
子どもクラブ育成事業 (生涯学習課)	地域ぐるみの教育活動や家庭教育の充実を図り、健全な子どもの育成を目指します。	各地域の子どもクラブ活動を中心としたスポーツ活動等を通じ、子ども達の社会性や積極性を育むことにより、心身ともに健全な子ども達の育成に努めているが、子どもクラブへの加入が減少傾向にあり、単位子どもクラブでの各行事開催が困難になっている事例もあることから、加入促進や各行事を発展的に統合することにより効率的な運営を検討することなどが課題となっている。
子育てサークル育成・支援事業 (再掲) (地域子育て支援センター)	保育の出前、おもちゃ・絵本の貸出などサークル活動を支援します。また、サークルからの要望により保育活動を実施します。	自主運営しているサークルに、愛あいミーティング（サークルリーダー・スタッフ交流会）への参加を呼びかけ、サークル間の交流を持てるような取り組みをしているが、サークル運営体制の継続のため、側面からのサポートが必要となっている。
ファミリーサポートセンター事業 (再掲) (子育て推進課)	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催その他の事業を行います。	発足年度の会員数155名に対し現在970人と約6.26倍となっているが、行政局管内での認知度が低く、利用者が少ないことから、引き続き制度の周知とサポート会員の養成を図るとともに、子育て世帯への制度の周知を図る必要がある。

2. 子育てと社会参加が両立したまち

2-1 保育サービス等の充実

保育所ごとに柔軟な保育サービスの展開や児童の受け入れ体制の整備を図るとともに、保護者の勤務形態の多様化などに対応するため、延長保育や休日保育、一時保育や病児・病後児保育などの保育サービスの充実に取り組んできました。

今後も、保護者の勤務形態の多様化に対応する必要があり、また、近年配慮が必要な児童の増加に対応したきめ細かな施策運営が課題です。

表 2-4 評価：保育サービス等の充実

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
一時保育事業 (子育て推進課)	保護者の病気、急な用事などの理由で一時的に保育を行います。	保護者の一時的な保育需要に対応するため、ファミリーサポートセンター事業を実施、啓発に取り組む必要がある。
延長保育事業 (子育て推進課)	通常の保育時間の前後に保育時間を延長して保育を行います。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、今後も引き続きサービスを継続し、仕事と育児の両立を支援する必要がある。
休日保育事業 (子育て推進課)	保育所が閉園する日曜、休日に保育を行います。	保護者の就労形態の多様化等に対応するため実施しており、今後も引き続きサービスを継続し、仕事と育児の両立を支援する必要がある。
乳児保育事業 (子育て推進課)	生後 6 ヶ月以上の子どもを保育所で保育します。	需要状況に応じて施設、人員配置等の受入体制の整備が引き続き必要である。
障害児保育事業 (再掲) (子育て推進課)	集団保育が可能な程度の障害のある子どもを保育所において保育を行います。	障害の程度にもよるが、理解や身辺整理などが困難な児童が集団保育や個別保育を受けることにより、少しずつ発達が促され、できことが増えてきている。また、障害児保育を実施することにより、周囲の子どもたちにいたわりや、やさしさが養われていることから、今後も引き続き実施する必要がある。
病児・病後児保育事業 (子育て推進課)	病気の回復期で集団保育が困難な児童の保育を行います。	保護者の一時的な保育需要に対応し、今後も引き続きサービスの継続する必要がある。
ファミリーサポートセンター事業 (再掲) (子育て推進課)	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催その他の事業を行います。	発足年度の会員数 155 名に対し現在 970 人と約 6.26 倍となっているが、行政局管内での認知度が低く、利用者が少ないことから、引き続き制度の周知とサポート会員の養成を図るとともに、子育て世帯への制度の周知を図る必要がある。
放課後児童健全育成事業（再掲） (子育て推進課)	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図っています。	公設公営 11 か所、民設民営 1 か所の学童保育所で、約 440 人が利用。 小規模校の開設及び小学 6 年生までの受入について、子どもの居場所として、関係機関と連携する必要がある。

2-2 両立支援の促進

ファミリーフレンドリー企業の普及や育児介護休業制度等の周知・情報提供等に努めてきました。関係者等への周知及び事業実施に時間要するため、普及啓発の促進が課題です。

表 2-5 評価：両立支援の促進

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) (商工振興課)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関における活動と連携・協力し、労働者や企業などの理解を促進するための啓発を行ないます。	周知及び実施に時間がかかる内容であるため、今後とも会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。
育児・介護休業法の普及 (商工振興課)	看護休暇制度導入、育児両立支援奨励金の周知・活用など育児・介護休業法の普及に努めます。	周知及び実施に時間がかかる内容であるため、今後とも会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。
労働時間の短縮 (商工振興課)	労働時間の短縮、ジョブシェアリングなどの導入の普及に努めます。	周知及び実施に時間がかかる内容であるため、今後とも会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。
ファミリーフレンドリー企業 (商工振興課)	ファミリーフレンドリー企業の普及に努めます。	周知及び実施に時間がかかる内容であるため、今後とも会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。
職業能力の向上 (商工振興課)	各種の技術習得講座、研修会への参加を促進します。	今後とも、ハローワーク及び関係団体と連携をとりながら、会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。
パパママ教室 (健康増進課)	初めて親となる人を対象に、子育ての方法や家族のあり方について学びます。	夫の参加率は高く、育児への関心の高さがうかがえ、出産後の育児参加や妊婦体験をとおして、体への負担が大きいことを実感し、パートナーへの思いやりにつながることが期待できる。また、ハイリスク妊婦には妊婦訪問等で個別対応しているが、参加しない者への情報提供の方法について検討する必要がある。
マタニティスクール (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	昨年に比べて案内送付者は 24 人減であったが、参加率はやや増加傾向である。 全行政局対象に母子手帳交付時に、マタニティスクールの案内を行っており、初産の方には時期が近くなつた頃に個別に案内を送付している。 市外から転入してきた妊婦を含め、参加者同士の交流が進み、妊娠中の心配事や出産への不安の軽減、仲間づくり、出産後のすくすく教室への参加につながっているが、行政区からの参加が少ない。今後も行政局で積極的に勧奨していくよう周知するとともに、ニーズの多様化が進み、事業内容について検討が必要である。
市内事業者への啓発活動 (商工振興課)	男女共同参画社会について、市内事業者への啓発活動を行います。	周知及び実施に時間がかかる内容であるため、今後とも会議や広報を通じ、引き続き啓発に努める必要がある。

3. 子育てを楽しむ環境が整ったまち

3-1 親を育てる環境づくり

子育て中の家庭やこれから親となる次代の親づくりという視点に立ち、子育て情報の提供や乳幼児とのふれあい活動などの取り組みをとおして、子育ち・親育ちのサポートを推進してきました。

事業への参加は安定的に推移していますが、今後も情報提供、事業内容など、より参加しやすい環境づくりが課題です。

表 2-6 評価：親を育てる環境づくり

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
子育て支援情報の PR (子育て推進課)	広報誌などを通じて子育て支援情報を提供し、周知を図ります。	関係機関に配布し情報を提供しているが、今後も情報の収集と最新の情報を提供する必要がある。
子育てマップの作成・発信 (子育て推進課)	地域の子育て情報を収集したものを地図化して情報発信します。	新規設備等の情報の差し替えが常時必要である。
パパママ教室 (再掲) (健康増進課)	初めて親となる人を対象に子育ての方法や家族のあり方について学びます。	夫の参加率は高く育児への関心の高さがうかがえ、教室に参加することによって子どもがいる生活のイメージをもち、子育てへの心構えを持つことができるきっかけづくりになっている。 ハイリスク妊婦には妊婦訪問等で個別対応しているが、参加しない者への情報提供の方法について検討する必要がある。
マタニティスクール (再掲) (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	昨年に比べて案内送付者は 24 人減であったが、参加率はやや増加傾向です。 全行政局対象に母子手帳交付時に、マタニティスクールの案内を行っており、初産の方には時期が近くなった頃に個別に案内を送付している。 市外から転入してきた妊婦を含め、参加者同士の交流が進み、妊娠中の心配事や出産への不安の軽減、仲間づくり、出産後のすくすく教室への参加につながっているが、行政区からの参加が少ない。今後も行政局で積極的に勧奨していくよう周知するとともに、ニーズの多様化が進み、事業内容について検討が必要である。
地域異年齢児交流事業 (子育て推進課)	地域に開かれた保育所として、親子が触れ合える子育て広場や保育所の園庭開放などを行います。	児童の集団生活への体験の場として活用されているとともに、保護者同士の交流も行なわれており、好評である。今後は、より参加しやすい環境づくりに努める必要がある。

3-2 健やかな成長のための環境整備

子どもの健やかな成長を育むため、各保育所などにおいて、運動遊び、園庭開放などの取り組みを進めてきました。また、小中学校などでは、学校と家庭、地域との連携を深め、道徳教育や学習活動、社会奉仕活動、自然体験活動などを実施してきました。

今後は、子ども達の健全育成に向け、個々の状況に応じた関係機関の連携等が課題です。

表2-7 評価：健やかな成長のための環境整備

平成26年3月末評価

事業名	事業内容	評価等
こどもエコクラブ事業 (環境課)	こどもエコクラブの登録を促進し、活動の支援を行います。	全国的に登録クラブ数が減少傾向の中、市内小・中学校の登録が無くなった状態となっています。しかし取り組みを継続している学校があり、環境保全の取り組みは続いている。今後は登録クラブ数を増やしていくよう、継続して普及啓発を実施する必要がある。
幼稚園の園庭開放 (学校教育課)	未就園児の一日体験入園や絵本の貸出を行います。	保護者同士が気軽に交流できる場となっていることから、今後も継続する必要がある。
幼稚園の預かり保育事業の充実 (再掲) (学校教育課)	保育需要の多様化に応じた預かり保育を検討します。	保護者からは子育て支援になると評価されていることから、今後も継続をする必要がある。
私立幼稚園への補助 (教育総務課)	健全な幼稚園経営のための補助金の交付を行います。	私立幼稚園の教育環境整備に活用され、幼稚園運営費の一助となっていることから、今後も適切な制度実施に努める必要がある。
私立幼稚園就園奨励費補助 (学校教育課)	私立幼稚園に就園している保護者への保育料等減免に伴う補助を行います。	小学校1、2、3年生の兄・姉を含めた第2子、第3子への、また、低所得世帯への減免単価を上げていることにより子育て支援となっていることから、今後も適切な制度実施に努める必要がある。
いじめ不登校などの相談体制の充実 (学校教育課)	いじめ、不登校をはじめ悩みを抱える子どもや保護者などの相談に応じ、学校復帰などの支援を行います。	いじめについては、「いじめ防止対策推進法」が施行された。そのことから、田辺市においてもいじめ防止について条例化し、市全体の問題として取り組んでいくことが必要である。
児童生徒サポートチームの設置 (学校教育課)	子どもの関係機関が連携して情報を共有し、学校からの要請に応じて、それぞれが役割分担をして問題行動からの立ち直りや学校の生徒指導を支援するサポートチームを組織します。	関係機関が連携して家庭支援を行い、解決に至ったケースもあるが、今後は個別のケースが多様なため、市全体のサポートチームという形態でなく、個々の状況に応じた関係機関の連携が必要である。
スポーツ活動の充実 (学校教育課)	各種スポーツを通じて子どもたちの健全育成につとめます。	学校におけるスポーツ活動の充実には限りがあり、子どもたちにたくましい体力を育むために、子どもクラブの活動や総合型地域スポーツクラブ等の地域の社会教育活動との連携を図っていくことが必要である
学校施設の整備、改善	老朽校舎の建替えや耐震対策など、学校施設の整備改善を順次進めています。	学校施設は多くの児童・生徒が1日の大半を過ごす「学習の場」「生活の場」であるとともに、災害発生時には、地域住民の避難場所としての役割を担うことになる

(教育総務課)		なる。老朽化した校舎等の改築（建替え）及び耐震補強工事の実施により、施設の安全性の確保や学習環境の充実が図られてきた。今後も計画的に施設整備を進める必要がある。
学校給食の実施 (給食管理室)	衛生的で安全・安心な学校給食を実施するために、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、学校給食施設・設備の改善に努めます。また、食に関する指導と連携した取り組みを進めます。食材については、安全性に配慮するとともに、地産地消については地域の生産者との連携を図り、可能な限り地元食材を使用します。	調理従事者に対し、研修等を通じて衛生管理基準の周知を図り、理解の促進を図るとともに、給食室の床改修や備品の更新など、可能な範囲で施設設備の改善に取り組んできた。また、地域の生産者と連携して地域農産物等の安定的な利用を図ってきた。 今後も、衛生的で安全・安心な学校給食を実施する必要がある。
道徳教育の充実 (学校教育課)	各学校において、教育活動全般を通じて道徳教育を充実します。	各学校とも、教育活動全体で道徳教育の充実に取り組んでおり、道徳の時間においても、授業体制や学習形態、学習教材など工夫するなど授業改善に努め、その結果、子どもたちの道徳的価値の自覚や道徳的実践力の向上につながりつつある。 今後は、道徳の時間と各教科、領域との関連を明確にし、道徳教育のさらなる充実を図る必要がある。
なかよし文庫 (図書館)	幼稚園・保育所に定期的に絵本を貸し出し、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境づくりに努めます。	「ぶっくる号」で市立 8 保育所・4 幼稚園、私立 3 保育所（園）・4 幼稚園を隔月巡回し、先生や園児・保護者の方に絵本を選んでいただき、園に貸出します。 今後とも継続的に事業を実施し、本に親しめる環境づくりをする必要がある。
スクールカウンセラーの配置 (学校教育課)	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者の相談にあたっています。	子どもと親にも関わりながら相談体制の整備を進める必要がある。
文化芸術活動の推進 (学校教育課)	文化芸術活動を推進するための支援を行います。	各学校が、文化芸術活動を計画的に企画・実践し、教育環境や教育内容の向上に努めることは、子どもたちの豊かな心の育成に大変効果的である。
わらべうたと絵本 の時間 (図書館)	乳幼児と保護者の方が楽しく集えるわらべうたと絵本の時間を定期的に開催し、親子のふれあいと本に親しむ機会づくりに努めます。	0～2 歳児対象「ひよこタイム」及び 2～3 歳児対象「こぐまタイム」を開催している。 今後とも、親子のふれあいと本に親しむ機会づくりに努める必要がある。

3-3 家庭教育への取り組み

公民館等で、家庭教育に関する講座や学習への取り組みを行ってきました。

子育て世代の積極的な参加を促進するため、開催場所、事業内容、情報提供などより参加しやすい環境づくりが課題です。

表 2-8 評価：家庭教育への取り組み

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
家庭教育のための 公民館活動 (生涯学習課)	子育てサークル支援など、地域全体での子育て支援の環境づくりを行ないます。	H24 から開始した家庭教育支援事業については、親子で参加し、親子のふれあいや親同士の交流を深めることができが出来るなど、家庭教育の向上に資することができ、参加者からも高評価を得ている。 子育てサークルについては、自主的活動の展開ができており、今後は、個別の取り組みを地域全体としての子育て支援につなげていく環境づくりが必要である。
あいあい広場 (再掲) (地域子育て支援 センター)	年間 12 回程度開催 市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を実施します。	土・日曜日、平日の開催も取り入れている。土・日曜日には父親の参加が増加している。 内 2 回はちかの保育園で開催して、地域の子どもたちの参加、そして地域の人々の協力も得ながら交流も深めている。
家庭教育プログラムの整備・充実 (生涯学習課)	親として成長するためには発達段階に応じた学習の継続が欠かせません。PTA をはじめ社会教育関係団体と連携し、親の役割を学び、自覚を高める学習の機会を検討します。	参加者のほとんどが子育て中の母親でしたが、アンケートには「大変になってしまった。」「もう少し回数を増やしてほしい。」など、好評の感想が多かった。このことからも 5 講座とも内容的には充実していたと考えており、今後は更に親の役割等の自覚を高める事業の展開を考えている。

4. 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

4-1 健康の保持増進

母子の健康の確保のため、妊娠時からの訪問指導や各種教室等を実施し、乳幼児期から一貫した切れ目のない事業に取り組んできました。

健康診査等の事業実施は高水準で推移しています。健診未受診者等対象者の把握方法等の検討、フォローが必要なケースへの適切な対応と継続支援などが課題です。

表 2-9 評価：健康の保持増進

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
母子健康手帳の交付 (健康増進課)	健やかな子どもを産み育てるため、妊娠の届出により母子健康手帳を交付します。	特定妊婦や届出のない妊婦も年間に数例あったため、今後も手帳交付時にはさまざまな情報を発信するとともに、支援が必要な対象者には、今後も働きかけを進める必要がある。
妊婦一般健康診査 (妊婦健康診査費助成事業) (健康増進課)	妊婦に対して一般健康診査を実施して、異常を早期に発見し適切な援助につなげます。	県内医療機関、助産所及び県外施設での妊婦健康診査に係る費用助成を平成 21 年度から大幅に拡充したこと、必要とされる受診回数を安心して受けることができるようになった。受診率は高率で推移している。
マタニティスクール（再掲） (健康増進課)	妊娠中から正しい日常生活を認識し、母乳育児を推進し、父親参加を呼びかけ、子育てについて学びます。 また、仲間づくりの場としての交流を図ります。	昨年に比べて案内送付者は 24 人減であったが、参加率はやや増加傾向である。 全行政局対象に母子手帳交付時に、マタニティスクールの案内を行っており、初産の方には時期が近くなつた頃に個別に案内を送付している。 市外から転入してきた妊婦を含め、参加者同士の交流が進み、妊娠中の心配事や出産への不安の軽減、仲間づくり、出産後のすくすく教室への参加につながっている。
パパママ教室 (再掲) (健康増進課)	初めて親となる人を対象に、子育ての方法や家族のあり方について学びます。	夫の参加率は高く育児への関心の高さがうかがえ、教室に参加することによって子どもがいる生活のイメージをもち、子育てへの心構えを持つことができるきっかけづくりになっている。 ハイリスク妊婦には妊婦訪問等で個別対応しているが、参加しない者への情報提供の方法について検討する必要がある。
妊産婦訪問指導 (健康増進課)	妊産婦に対して、日常生活指導を行い疾病の予防や早期発見、健康の保持増進を図ります。	ハイリスク妊婦訪問やこんにちは赤ちゃん訪問でフォローが必要と思われるケースを早期に把握し、支援につなげていく必要がある。
未熟児訪問指導 (健康増進課)	未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行います。（母子保健法第 19 条）	訪問により母子の健康状態や養育環境等を把握するとともに、育児方法等の助言や情報提供をすることで、育児に対する不安軽減、安定した育児環境の整備等につながっている。

未熟児養育医療 (健康増進課)	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はそれにて代えて養育医療に要する費用を支給します	養育医療の給付の対象となる児は、早産や低出生体重など退院後もフォローが必要なケースが多く、申請に来た際に、養育環境の把握や育児方法等の情報提供をすることができ、育児不安の軽減につながっている。また、未熟児訪問などの情報提供も行い、早期の関係性の構築に役立っている。
予防接種事業 (健康増進課)	予防接種法に基づき、子どもに伝染の恐れのある疾病の予防及び蔓延を防止します。	かかりつけ医での個別接種の推進、県内医療機関で受けられる「和歌山県予防接種広域化」により、接種向上につながった。 さらに加えて、接種を徹底させるため、勧奨ビラの配布や、未接種者にはハガキ、電話、健診で再勧奨している。
乳幼児健康診査 (健康増進課)	乳幼児の発育、発達の評価と疾病の早期発見、健康の保持増進を図ります。	前年度に比べ、全ての健診で受診率が低下している。特に3歳6か月児健診においては、受診率が5%低下している。 未受診児への対応については、虐待のリスクも念頭に早期にアプローチする必要があるため、今後も継続して未受診者対策に取り組む必要がある。
5歳児発達相談事業 (健康増進課)	発達障害の早期（適時）発見のため、3歳児健診後、集団生活を経験する5歳頃に発達の評価をし、医療療育を提供することで、学童期の二次的不適応状態を防ぐ目的で行います。	5歳児アンケート・発達相談を導入することにより、子どもの発達を支援する既存の事業がつながり、より効果的な形で学校教育につなげられている。 今後も関係部署等の連携を図る必要がある。
う歯予防対策 (健康増進課)	う歯予防と早期発見のため、乳幼児歯科健診と健康教育を実施します。	う歯罹患率微増の状況であり、今後も健診・相談等を利用して早期からの指導が必要である。また、フッ化物洗口の実施を拡大していく必要がある。
乳幼児育児相談 (健康増進課)	乳幼児の発育、発達のチェックと育児に関する悩みや相談に応じ、育児を支援します。	11か月児・2歳児相談とともに、前年度に比べ受診率が低下している。未受診児への対応については、虐待のリスクも念頭に早期にアプローチする必要があるため、今後も継続して未受診者対策に取り組む必要がある。
すくすく教室 (健康増進課)	赤ちゃんの発達や育児方法、病気などについての不安を解消し、よい親子関係を築くように支援します。	母同士の交流及びグループワークが、ネットワークづくりにつながったり、育児の孤立化を防止する機会となっており、教室終了後も、母親同士での交流は継続されている。また、回数の増加要望等への検討が必要である。
ひまわり相談 (健康増進課)	1歳半や3歳半児健診などにおいて、経過観察が必要と認められた子どもを対象に臨床心理士による発達相談を実施します。	個別発達相談の需要は高まっており、新規の予約は約6か月待ちの状況にあり、不安を持っている保護者が迅速に相談に入らえない現状があるため、継続ケースの相談頻度や相談員の確保についても課題がある。

にこにこる～む (地域子育て支援センター、健康増進課)	毎週火曜または水曜日、市民総合センターや中部公民館で午前 10～11 時までの間、地域子育て支援センター、保健師、保育士が担当して、1歳 6 カ月児健診から就園までの期間に、生活や発達の面で関わりが必要であると見られる子どもたちに遊び場を提供し、友だちとのふれあいを通じて健やかな発達を促進します。また、保護者へは交流の場を提供し、子育て支援を行います。	保健師と保育士の連携により、一人ひとりの発達を促すような内容に工夫し、親同士の交流、子ども同士のふれあいの場として活用されている。 保護者と保健師・保育士との関係も築くことができ、子育て相談・発達相談につながっている。
母子栄養対策 (健康増進課)	母乳育児推進事業、栄養強化事業、離乳食など栄養相談などを実施します。	支給対象となるケースは少数であるが、要養育支援家庭であることが多く、支給を通じて家庭の状況把握や支援者との関係性の構築等にもつながっている。
こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問指導） (健康増進課)	日常生活指導を行い、異常を発見し、不安の軽減を図ります。	母親の不安の軽減や産後の鬱の早期発見のためにも、訪問を早める必要があるが、機会がある毎に情報提供及び訪問の同意を促しているが、訪問の同意を得られない方に対する対応について検討する必要がある。
乳幼児訪問指導 (健康増進課)	適切な保健指導により育児支援を行います。	保健師による家庭訪問と、母子保健推進員、助産師等の訪問を今後いかに連携し、子どもや家庭の状況を把握していくかが課題である。そのため、関係機関との連携、ネットワーク等のシステムづくりの検討が必要。 虐待のリスクも念頭に置く必要がある。
養育支援訪問事業 (子育て推進課)	出産後、体調不良のために家事や育児をすることが困難で、昼間、他に家事や育児を行う方がいないご家庭にヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児等をお手伝いします。	産後、支援してくれる方がいない家庭の支援としてヘルパーを派遣して家事・育児の支援を行っている。産後の母の身体的な負担を少しでも軽減する制度として利用されている。また、産後の支援だけでなく、育児や家事に問題を抱える家庭についても支援しており、育児を支える制度として評価されている。
子育て相談総合窓口 (健康増進課)	妊娠、出産、育児における悩みや不安に対して面接、電話による相談に応じます。	電話相談の特徴は手軽である方面、相談者の症状などの確に把握しきれないことがあるため、状況により来所での相談、関係機関への紹介、再度状況の確認等努めているが、より充実する必要がある。
母子保健推進員による地区活動 (健康増進課)	地域において、妊娠、出産、育児における悩みや不安に対して相談に応じ、適切な情報提供、支援活動を実施します。	各地区で活動することで、妊婦や母親にとっては、身近で相談できる存在として評価されている。しかし、地域により母子推進員の不在地域もあることから、人員確保が課題となっている。
ひきこもり相談窓口 (健康増進課)	ひきこもり状態にある青少年及びその家族からの相談を受け、その対応について検討しながら必要に応じて適切な関係機関を紹介します。	家族相談及び、本人相談を定期的に実施しながら自助会での交流の機会を増やしていくことで、範囲が広がるケースもみられる。 就労を支援する機関もでき、ひきこもりから社会参加までの就労面での流れができつつある。

ひきこもり検討委員会 (健康増進課)	ひきこもりの問題に対して関係機関が相互に連携して取り組みます。	家族相談及び、本人相談を定期的に実施しながら自助会での交流の機会を増やしていくことで、範囲が広がるケースもみられる。 就労を支援する機関もでき、ひきこもりから社会参加までの就労面での流れができつつある。
食育の推進 (学校教育課)	学校、幼稚園、保育所の給食を通じて、食と健康との関係や栄養管理に関する能力の育成を行ないます。	学校・家庭・地域の連携による食育、栄養教諭を中心とした食育が充実してきている。
性教育 (学校教育課)	小中学校の授業で性についての学習を実施します。	各学校において、「田辺市立小中学校性教育指導指針」に基づき見直した年間指導計画に基づき指導を行うことができた。
エイズ教育 (学校教育課)	小中学校の授業でエイズについての学習を実施します。	各校の保健指導計画に基づき、全小中学校において実施できた。
喫煙防止教育 (学校教育課)	小中学校の授業でたばこの害と人に及ぼす影響について指導します。	市内全小中学校において、喫煙防止教育が実施できた。 今後も、さらに継続した指導を続けていくとともに、特に未成年者の喫煙防止については、薬物乱用防止とともに生徒指導分野で取り組みを進めていくことが重要である。
薬物乱用防止教育 (学校教育課)	小中学校の授業で薬物の害とその乱用防止について指導します。	各校保健指導計画に基づき、「薬物の害とその乱用防止」について継続した指導を行うことができた。

4-2 児童の権利擁護

子どもの人権啓発や教育相談など、児童の権利擁護を図るさまざまな取り組みを進めるとともに、児童問題に関連機関が連携を深め、要保護児童対策地域協議会の設置など協力体制を確保し、虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な支援、未然防止に努めてきました。

各種事業への参加促進を図るとともに、幅広い教育相談窓口による適切な対応が課題です。

表 2-10 評価：児童の権利擁護

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
子どもの人権啓発 (人権推進課)	講演会等の開催により、子どもの人権の啓発に取り組みます。	たなべ人権フェスティバルについては、家族で楽しみながら、わかりやすく人権について考える機会を提供するとともに、演劇作品を通じて「相手を想う心、みんなが幸せに生きていくことの大切さ」などを育むことができた。また、定員 1,200 名に対して応募者数が 1,500 名を超えるほど市民の参加も多く、アンケートの集計結果も大変好評である。 今後も子どもたちがわかりやすく、人権問題について考えることができるよう、公演テーマについては検討する必要がある。

教育相談 (学校教育課)	不登校やいじめその他子育て等、様々な悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談（電話・来談）に応じます。	不登校相談を経て、ひきこもり状況から適応指導教室通室に至ったケースがあった。 適応指導教室への通室を経て、学校復帰し高校に進学した生徒もいることから、教育相談に対する一人ひとりの意識を高め、すべての教員が相談窓口であることを徹底することが必要である。
適応指導教室 (学校教育課)	適応指導を行ない、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。	毎年、適応指導教室通室を経て、学校復帰できる児童生徒がでている。 中学校卒業後はそれぞれが希望する進路に向か、がんばることができた。今後も適切な支援を続ける必要がある。
家庭児童相談室の相談体制の充実 (再掲) (子育て推進課)	児童に関わる相談を受ける体制の充実を図ります。	さまざまな相談が寄せられている中で、児童相談所をはじめ関係機関との連携を密にしながら、児童及びその家庭の福祉の向上に取り組んでおり、今後も引き続き連携を密にしていく必要がある。
要保護児童対策地域協議会の設置 (再掲) (子育て推進課)	要保護児童の適切な保護を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う会を設置します。	児童虐待に対する市民の認識が深まりつつある中、個々のケースに対応できるように、実効性のある協議会運営が必要となっている。

4-3 生活環境の整備・充実

子どもや子育て家庭が快適に暮らせ、いきいきと生活できるように、居住空間や道路環境、公共施設などの生活環境の整備・充実に努めてきました。

子どもへの有害環境対策、居住環境の改善、バリアフリー化などが課題です。

表 2-11 評価：生活環境の整備・充実

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
居住環境の改善 (管理課)	快適な居住環境を備えた住宅の供給を促進します。	市営住宅の住環境が徐々に改善されている。
市営住宅募集における優遇制度 (管理課)	同居親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯に、良好な居住環境の提供に努めます。	平成 19 年度から設けている優遇制度も、入居申込者に徐々に定着しつつあり、子育て世代にも良好な居住環境を提供できるようになっている。
道路環境の整備 (都市計画課)	安全で快適な道路整備を促進します。	通学路の整備も含め、誰もが利用しやすい道路環境の整備が必要である。
有害環境の対策の強化 (学校教育課)	インターネットを始めとする有害環境の排除について、関係機関と連携した取り組みを行います。	小中学校で使用しているパソコンのインターネットによる被害は防止されているが、有害サイトや有害図書等への対応及び情報モラル教育については、学校をはじめ関係機関、地域ぐるみの取り組みをより充実していくことが必要である。
公園施設の整備 (管理課)	バリアフリーによる安全で快適な公園施設の整備、充実に努めます。	安全・安心して子ども達を遊ばせることができ、市民が憩える公園としての整備に努めており、今後も引き続き整備が必要である。

4-4 子どもの安全の確保

みんなで子どもを守る街づくり計画の実施において、町内会や地域単位で子どもの通学を見守り、声かけ運動を実施してきました。

情報提供、地域交流によって子どもたちの安全確保に関する市民意識をさらに高めることが課題です。

表 2-12 評価：子どもの安全の確保

平成 26 年 3 月末評価

事業名	事業内容	評価等
交通安全意識の高揚 (学校教育課)	交通安全教室等の実施により交通安全教育の徹底に努めます。	街頭指導や交通安全教室などにより、意識の高揚が図られており、今後も継続して事業を推進する必要がある。
自転車の安全な乗り方の指導 (自治振興課)	全校生徒に自転車のルールや安全な乗り方について指導していきます。	交通安全教室などにより、意識の高揚が図られており、今後も継続して事業を推進する必要がある。
たなべあんしんネットワーク活動支援事業 (福祉課)	あんしんネットワーク活動の一環として、登下校時の子どもの見守り声かけ活動を行います。	「たなべあんしんネットワーク活動」は、地域福祉計画において定義した田辺版の地域福祉の総称であり、住民相互の結び付きを深め、地域の福祉課題の発見と地域資源やサービスを活用した課題解決を図ることを目的に、ふれあい声かけ、共生型ふれあい・いきいきサロン、登下校時の子ども見守り、子育てサークル・子育てサロン、災害時要援護者支援体制づくりなど、様々な形態で実施されており、今後も継続して安心・安全なまちづくりを推進していく必要がある。
安全対策の徹底 (学校教育課)	学校施設における安全管理の徹底と不審者侵入に対してのマニュアルを作成し、訓練を実施します。	不審者による児童生徒の連れ去り等の事件は発生していないが、保護者・地域と連携した安全対策体制を今後も継続して進めていく必要がある。
みんなで子どもを守る街づくり計画の実施 (学校教育課)	町内会や地域団体に呼びかけ、定期的に地域で子どもの通学を見守り、声かけをする運動を展開します。	子どもと地域の人々、また、地域の大同士の交流が深まり、月初めの活動として地域に定着してきており、市民の子どもの安全に対する意識が高まっていることから、今後も引き続き実施する必要がある。
被害予防の情報提供 (学校教育課)	不審者等の情報の周知に努め、注意の喚起と被害の予防に努めます。	情報を提供することで、市民・学校・園の危機意識が高いものとなっており、引き続き情報提供に努める必要がある。
きしゅう君の家 (学校教育課)	いつでも子どもが助けを求められるように、さらに指定を拡充します。	児童生徒に対する「きしゅう君の家」の周知は進んでいる。また、「きしゅう君の家」の協力を得て、不審者防犯訓練を実施した。
子どもの事故予防 (健康増進課)	乳幼児の事故防止について関心を高め、事故防止教育をします。	乳幼児健診・相談受診児 3,551 人中、医療機関を受診した事故は 121 件で、平成 20 年度 6.3%、21 年度 3.9%、22 年度 4.2%、23 年度 3.8% で、24 年度 4.1%、25 年度 3.4% で、前年度に比べ 0.7% 減少した。取り組み開始後から事故件数は減少傾向となっており、今後も事故予防教育を継続する必要がある。

小学生・中学生・高校生への救命講習 (警防課)	「応急手当の必要性と身近な問題として捉える意識付け」、「応急手当に関する知識の修得」、「技術修得の熟知」の3項目に重点を置き、救命講習を実施します。	小・中・高と継続して救命講習を受講することにより、高いレベルで技術が体得されている。また、一般市民への救命講習も力を入れており、その成果もあって応急手当の実施率も高いことから、学生が大人になる頃は、更に高い実施率となると考えており、継続して取り組む必要がある。
着衣泳の指導 (警防課)	水の事故から自分自身の生命を守るために、着衣泳に関する正しい知識と技術を身につけることを目的とし、実技指導を重点に実施します。	継続的に実施することで、着衣泳の技術向上が期待でき、子どもの安全確保につながることから、引き続き取り組む必要がある。
幼年消防クラブの結成 (予防課)	「正しい火の取扱いを教える」「消防の仕事に対する理解を深める」「防火思想の普及」を目的とし、田辺市内の保育園及び幼稚園に幼年消防クラブを結成しています。	防火パレードや避難訓練をとおして、火の大切さと火災の恐さなどを伝えることができた。また、女性分団員が実施する紙芝居や腹話術による防火教育は、火災原因の上位である、火遊びやいたずらによる火災の防止に効果があることから、引き続き推進する必要がある。

第3章 田辺市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

1. 子どもをめぐる状況

(1) 人口構成

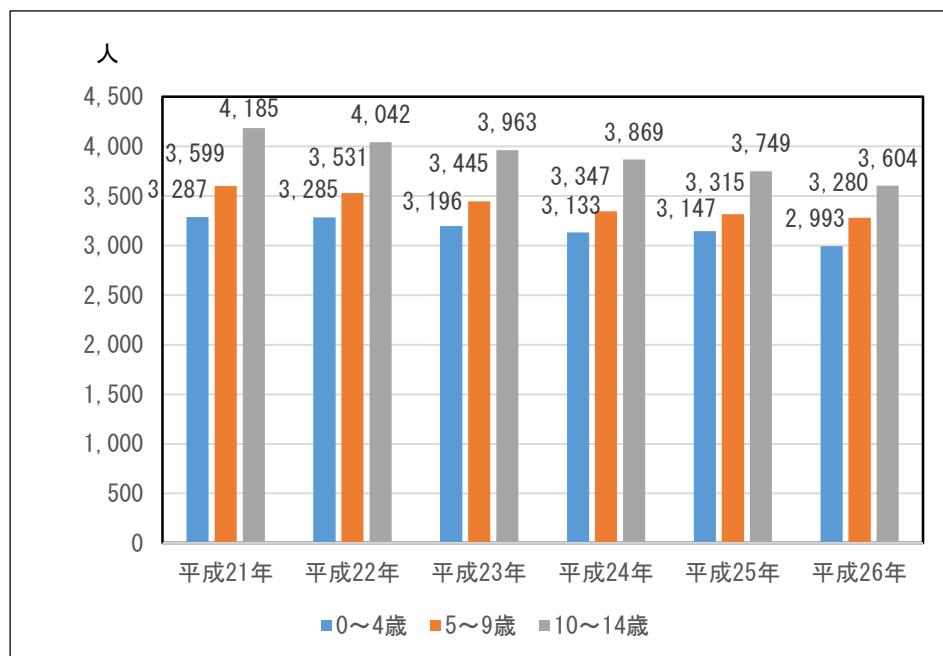
本市の人口は、平成26年住民基本台帳（4月1日）によると、79,116人となっており、内訳は、年少人口9,877人（12.5%）、生産年齢人口45,910人（58.0%）、老人人口23,329人（29.5%）の構成であります。

経年的には、老人人口がやや増加しているが、年少人口はやや減少、生産年齢人口は大幅な減少をみせ、全体としてここ5年間で3,421人の減少であります。

表3-1 人口構成（田辺市、住民基本台帳人口、各年4月1日）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	上段 人	下段 %
総人口	82,537 100.0	81,938 100.0	81,191 100.0	80,475 100.0	80,117 100.0	79,116 100.0		
年少人口	11,071 13.4	10,858 13.3	10,604 13.1	10,349 12.9	10,211 12.7	9,877 12.5		
0～4歳	3,287 4.0	3,285 4.0	3,196 3.9	3,133 3.9	3,147 3.9	2,993 3.8		
5～9歳	3,599 4.4	3,531 4.3	3,445 4.2	3,347 4.2	3,315 4.1	3,280 4.1		
10～14歳	4,185 5.1	4,042 4.9	3,963 4.9	3,869 4.8	3,749 4.7	3,604 4.6		
生産年齢人口	49,258 59.7	48,732 59.5	48,405 59.6	47,872 59.5	47,044 58.7	45,910 58.0		
老人人口	22,208 26.9	22,348 27.3	22,182 27.3	22,254 27.7	22,862 28.5	23,329 29.5		

図3-1 年少人口の推移（田辺市、住民基本台帳人口、各年4月1日）



年少人口（0～14歳）をみると、平成26年住民基本台帳（4月1日）によると、0～4歳は2,993人（3.8%）、5～9歳は3,280人（4.1%）、10～14歳は3,604人（4.6%）の構成で低い年齢層ほど人口は少なくなっています。経年的には、年少人口の0～4歳、5～9歳、10～14歳の各階層とも減少しており、全体としてここ5年間で1,194人の減少あります。

（2）人口動態

本市の人口動向を、自然増減、社会増減でみると、経年的にどちらも減少となっており、それぞれ毎年300人～500人程度減少（合計600人～1,000人）を続けています。

図3-2 人口動態（田辺市、出生、死亡、自然減）

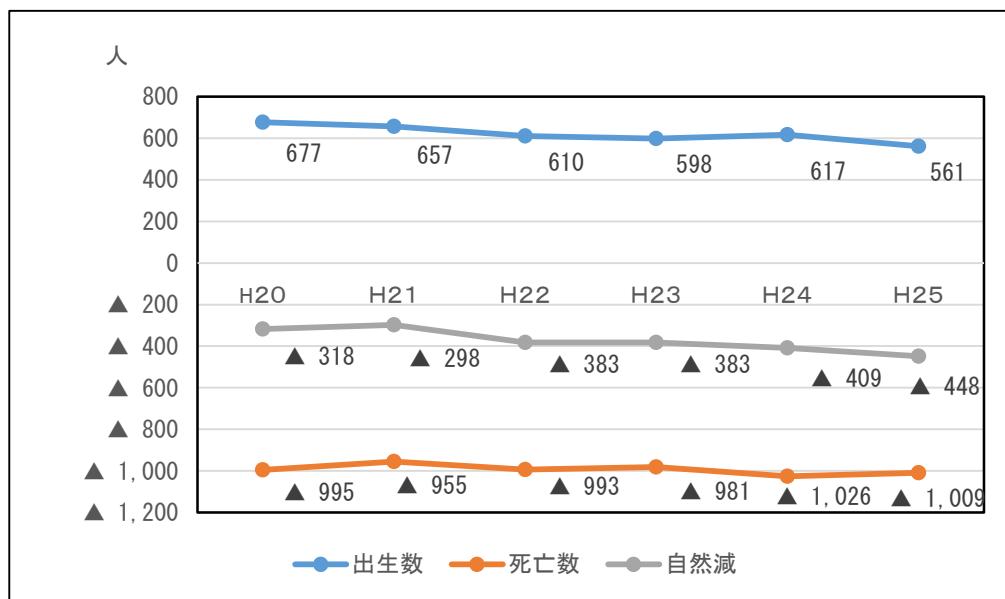
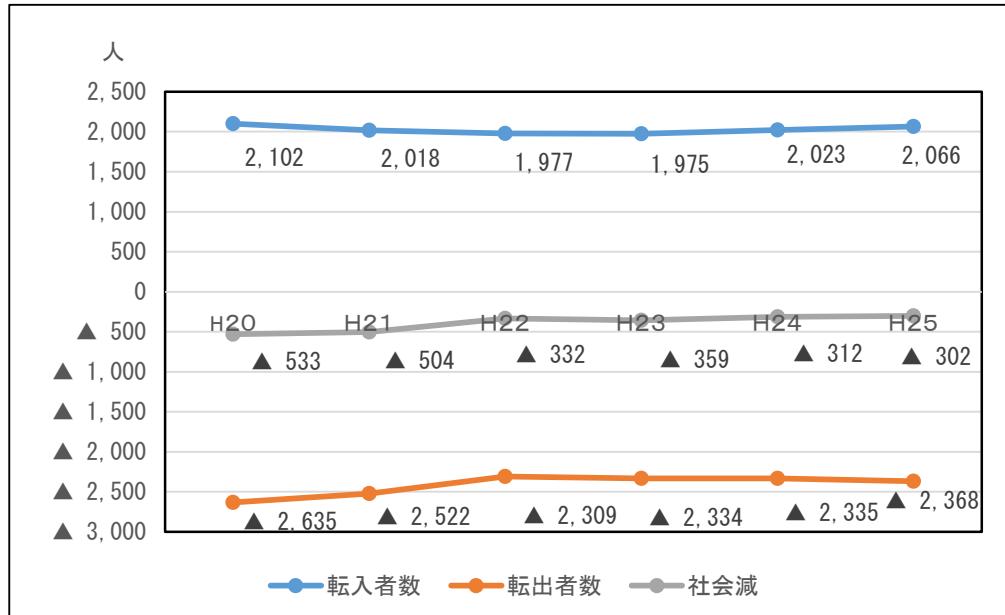


図3-3 人口移動（田辺市、転入、転出、社会減）



※総務省統計局「各年10月1日現在推計人口」より

(3) 人口推計

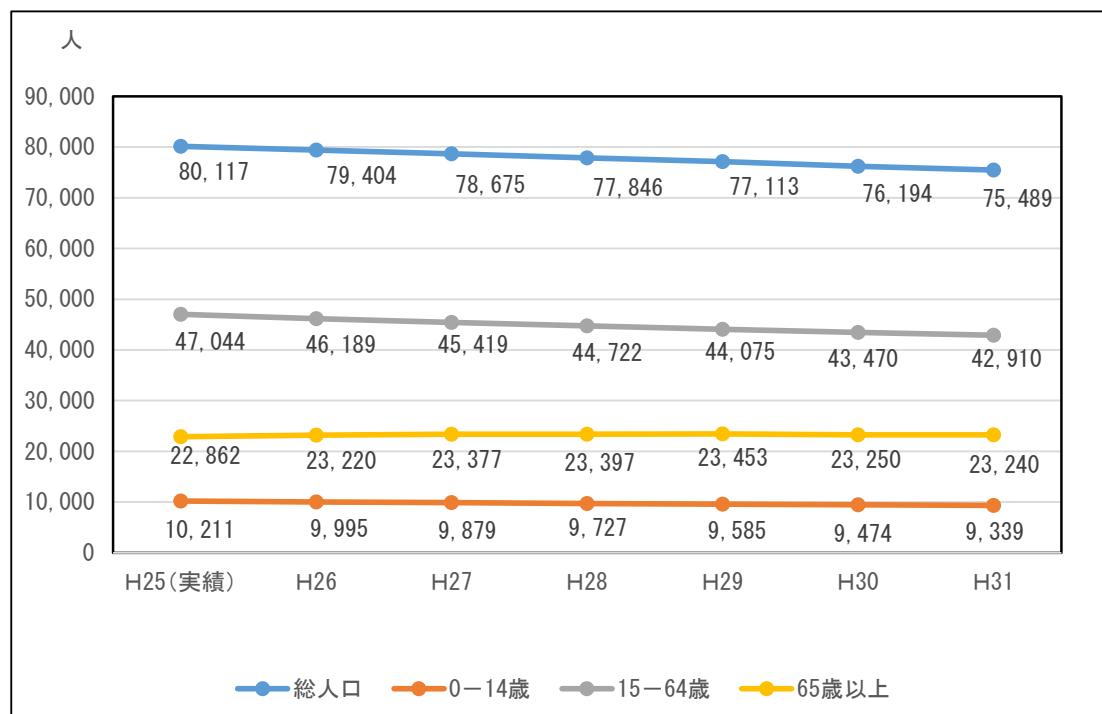
平成 25 年人口 80,117 人を実績値として、それ以後の人口をコーホート要因法により推計してみると、本市の人口は漸減し、6 年後の平成 31 年には 75,489 人と約 4,628 人の減少と推計されます。

年齢構成としては、平成 31 年には、年少人口（0～14 歳）は 9,339 人（12.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）42,910 人（56.8%）、老人人口（65 歳以上）23,240 人（30.8%）であります。

経年的には、老人人口はやや増加、年少人口はやや減少であるが、生産年齢人口が大幅な減少となって、全体の減少につながっています。

なお、本市の合計特殊出生率（15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成 20 年から 24 年で 1.61 であり、全国値はこの時期 1.39 程度であるので、それを超える水準となっています。

図 3-4 人口推計（田辺市 平成 25 年実績 住民基本台帳人口）



本市の人口減少は、転出超過とともに人口動態の自然減少を伴い、年少人口の各年齢層の減少が進んでいることから、今後市域での人口定着を目指す取り組みが重要となっています。

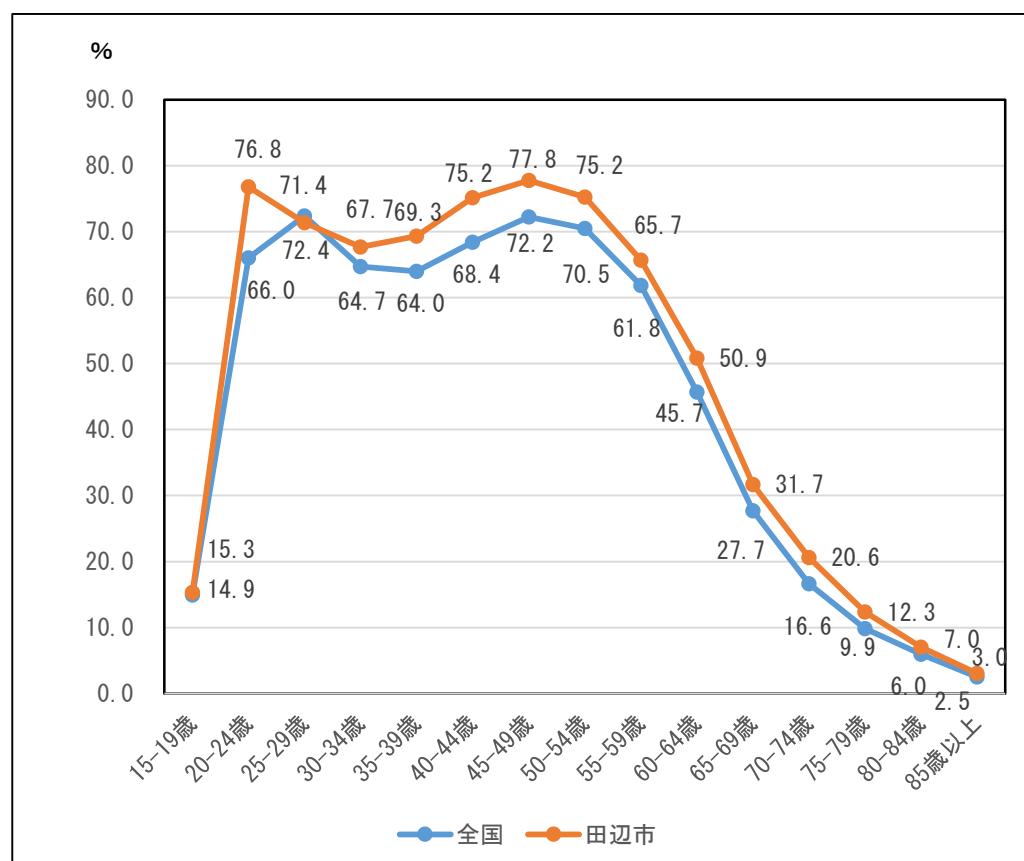
2. 子どもと家庭の状況

(1) 女性労働力率

15歳以上の人口で、各年代の労働力人口を割ると労働力率が求められ、従来からわが国において、女性労働力率が、30歳代からM字にカーブすること（30～40歳代女性の就業の減少）が問題とされてきました。

本市と全国を比較すると、本市の女性労働力率は、各年代を通じて全国値以上の水準となっていることが見て取れ、とりわけ、30歳代、40歳代での水準の高さは特徴的であり、女性の就業が広がっています。

図3-5 女性労働力率（全国、田辺市、平成22年国勢調査）



(2) 未婚率

年代別に未婚率をみると、本市の場合、全国と比べてほぼ同様の推移を見せるとともに、概ね 30 歳代以下の未婚率は、全国値を下回っています。

図 3-6 男性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）

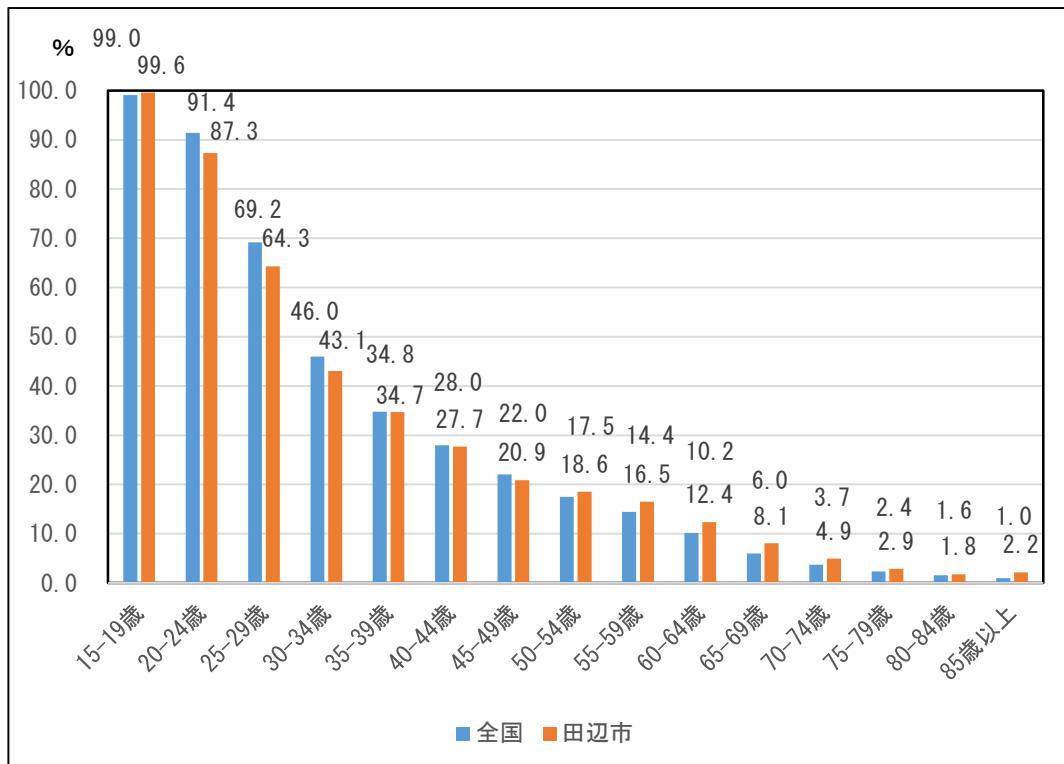
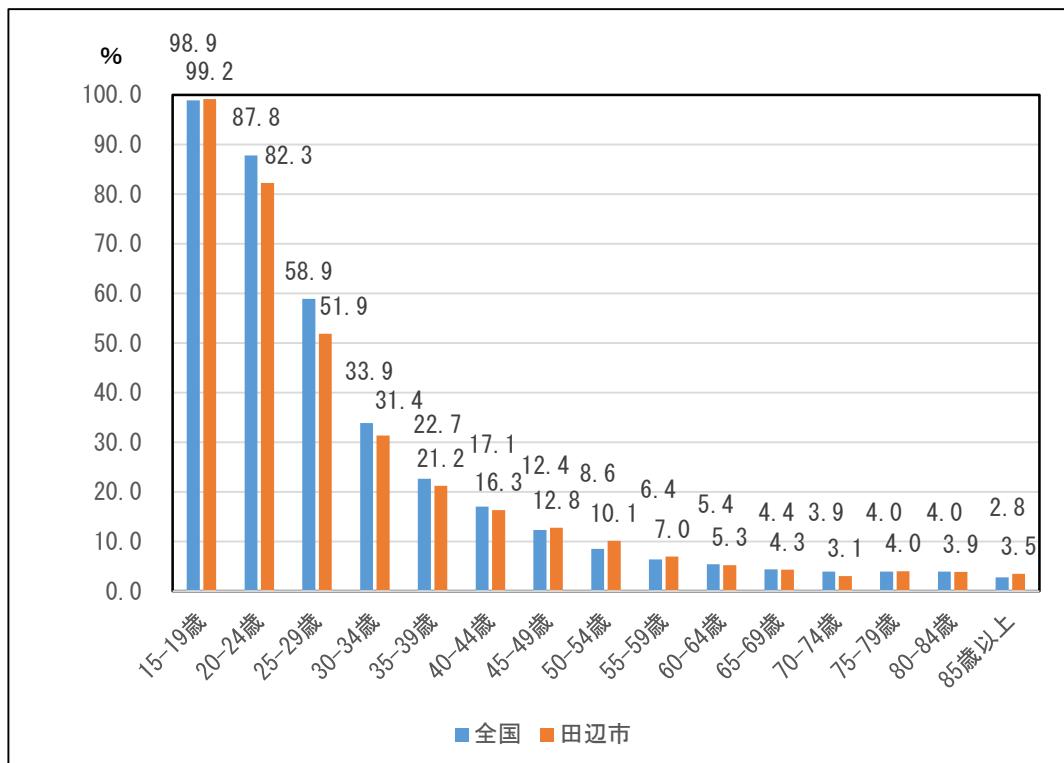


図 3-7 女性未婚率（全国、田辺市、平成 22 年国勢調査）



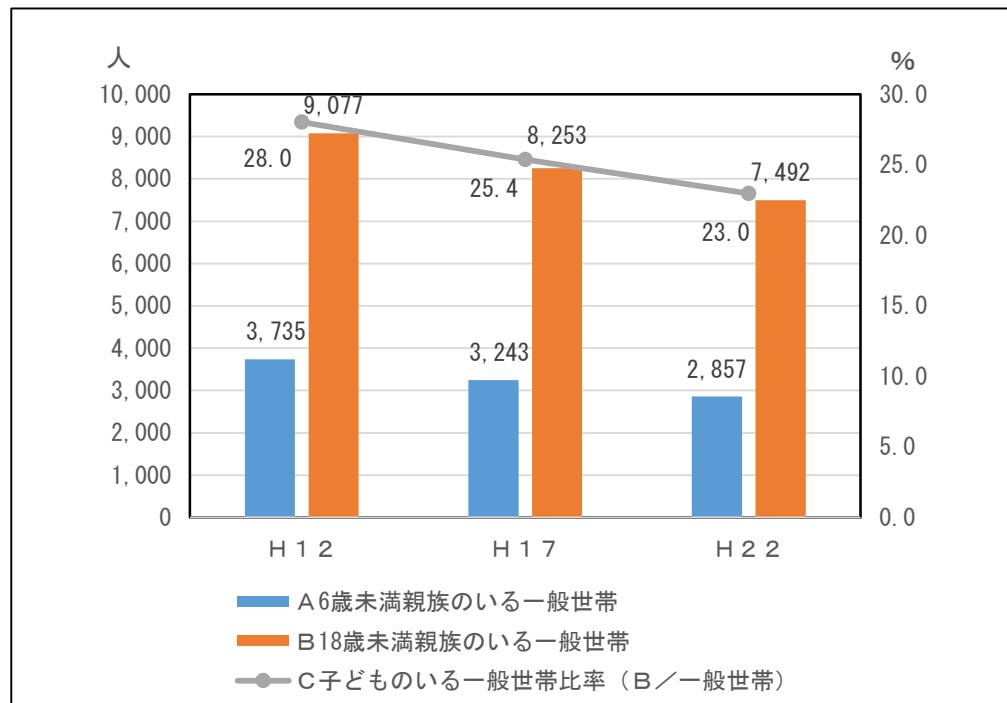
(3) 子どものいる一般世帯

本市の一般世帯の子どものいる状況をみると、平成 22 年国勢調査において、23.0%となっています。

全国平均の子どものいる一般世帯比率は 23.1%であることから、ほぼ同様の水準であります。

しかし、経年的に子どものいる一般世帯をみると、平成 12 年から世帯数、比率とも急速に低下しています。

図 3-8 子どものいる一般世帯（田辺市、国勢調査、平成 17 年合併区域）



子どもと家庭をめぐる問題として、地域に定着している方々の婚姻関係、出生率、及び就業状態などは全国の平均水準以上の状況を見せていましたが、一方市外への生産年齢人口の流出傾向が強く、それによって子どものいる一般世帯の減少、将来的な人口減少傾向などが顕著になっていると言えます。

第4章 計画の目標

1. 基本理念

保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的な認識のもと、家庭や、地域、職場などの社会全体が連携しながら、「田辺市次世代育成支援行動計画」に示された基本理念を継承し、より実現可能な施策を推進します。

(基本理念)

豊かな未来の創造に向け、子どもの健やかな成長をみんなで支える社会の醸成

2. 基本的視点

本計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた「田辺市次世代育成支援行動計画」の基本方向を踏まえ、以下の5つを基本的視点とし、「子ども・子育て支援新制度」において、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

《基本的視点》

(1) 保護者の親育ちの支援

父母その他の保護者が、子育てについて第一義的な責任を有するという基本認識のもとに、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びを実感されるように配慮して行わなければなりません。

子どもが生まれてからは、その家庭ごとに成長していきます。しかし、子育てを取り巻く課題、多様化・深刻化している現状があります。そのため、行政、企業、そしてなによりも地域の人々がそれぞれの立場から支えてくれる子育て支援社会を構築していくことが重要です。地域全体でサポートすることで、親が責任を持ちながらも、喜びや楽しみを感じながら子育てをすることは、子どもが豊かな心で育つことにもつながっていきます。

(2) 子どもの自立と育成

「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重することが重要です。次世代の親づくりという視点から長期的な視野に立って、豊かな人間性、自立性を育む環境づくりが必要です。

(3) 家庭をはじめ社会全体での支援の仕組みづくり

家族形態や価値観の変化に対応するため、ニーズに即した計画内容であることが必要です。また、保護者はもとより、国、自治体、企業や地域を含めた社会全体による支援の仕組みづくりを促進することが必要です。

(4) 地域の特性をふまえた総合的、主体的な支援

子育てと仕事の両立支援のみならず、すべての子どもと家庭への支援という観点から、地域活動団体や民間事業者、各種施設、その他のさまざまな地域の社会資源を活用しながら、田辺市の特性を踏まえた、適切なサービスの量及び質を確保する総合的で主体的な取り組みを進めることが重要です。

(5) 男女共同参画による子育て環境づくり

少子化対策の観点からも、男女共同参画を推進し、男女ともに安心して仕事や社会参加と子育てが両立できる環境づくりを進め、男女が互いに協力し合って自信を持って楽しい子育てができるための環境づくりが必要です。

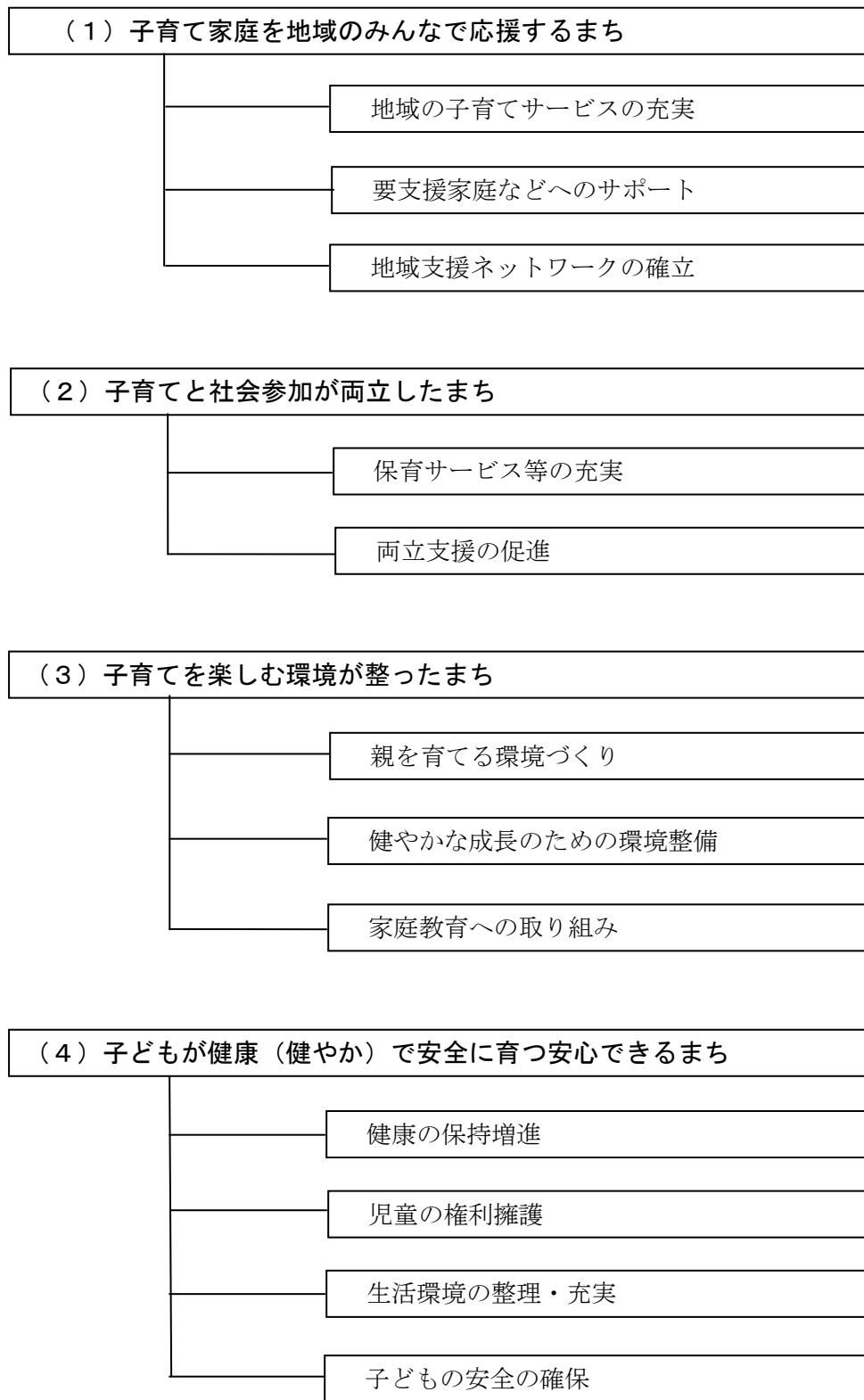
3. 基本目標

基本理念を基に、4つの基本目標を掲げます。

《基本目標》

- (1) 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち
- (2) 子育てと社会参加が両立したまち
- (3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち
- (4) 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

4. 計画の体系



5. 子ども・子育ての施策の方向

(1) 子育て家庭を地域のみんなで応援するまち

(1) -1 地域の子育てサービスの充実

【現状と課題】

本市では、子育てに関する相談事業や交流の場の提供及び地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどの取り組みをとおして、地域における子育て支援を進めてきました。

しかしながら、核家族化の進行や地域住民の連帯意識の希薄化などにより、子育てに関する心理的負担感や不安感を持つ人が更に増える中、子育て世代が身近なところで気軽に相談できる体制や子育て世代の交流の場・機会づくりは、今後より一層必要となっています。

また、児童館や子どもクラブ活動において、地域の協力を得て様々な体験活動や子育て家庭の交流活動などの取り組みも実施していますが、人材の不足や参加者の減少などの課題もうかがえます。

今後も地域全体で子育てを応援できるように、行政、関係機関、関係団体が一体となり、子育て支援を進めていくことが重要となっています。

【施策の展開】

① 子育て中の保護者の自主活動の育成・支援

“地域での子育て”を主眼とした、各種の課題を解決するため、保護者間のネットワークを強化するための取り組みやグループ、サークルの育成・活動を支援します。

② 相談、支援サービスの充実

日常の子育ての悩みなどを地域の身近な場所で集い、相談できるような環境づくりを進めるとともに、子育てに関わる心配や問題に対して、適切な対応ができる専門スタッフによる相談事業等を充実させていきます。

③ 子どもの居場所づくり

幼児期における子ども同士の関わりは、心身の発達や社会性を身につける点からも非常に重要な体験となります。さらに年齢を重ねるにつれて、子どもは様々な交流により大きく成長することとなります。このため、地域社会における「子育て力」を再認識し、子どもが育つための環境を整備していきます。

④ 健全育成のための組織の連携

市内には、芳養児童センター、末広児童館、天神児童館があり、地域の子どもたちの遊びや学習の拠点となっています。今後も地域における子どもたちの健全育成の場として、機能の充実、改善を進め、子どもの視点が尊重された場となるように努めます。また、健全育成のための関係者、関係団体の連携を強化していきます。

(1) -2 要支援家庭などへのサポート

【現状と課題】

本市では、子育てを行う上で特に配慮が必要な要支援家庭への対応として、ひとり親家庭等の自立支援や多子家庭への経済的な支援、要保護児童対策地域協議会などの取り組みを進めてきました。また、平成24年3月に「第3期障害福祉計画」を策定し、様々な障害福祉施策に取り組んでいます。

今後も、ひとり親家庭や障害のある子どもであっても、誰もが地域で安心して暮らせるように、保健、

医療、福祉、教育分野の関係機関とも連携を図りながら、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進していくことが重要となっています。

【施策の展開】

① ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭は、年々増加しており、生活・養育・就労など多様な問題を抱えており、自立のための支援をより一層進めていく必要があります。このため、各家庭が自立した生活ができるよう、相談事業や生活支援、経済支援などの充実を図ります。

② 障害児施策の充実

障害や発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向けて早期療育体制の充実に努めることに加え、障害のある子どもが地域で適切な保育や教育が受けられるように、関係機関の連携の強化を図ります。また、児童発達支援などの障害児の各種福祉サービスが利用しやすくなるように、サービス提供体制の充実を図るとともに、特別児童扶養手当など障害を事由に支給がされる各種手当の制度啓発により、家庭における経済的負担の軽減を図ります。

③ 児童虐待の防止

虐待の未然防止のため、相談指導体制の充実など保護者の子育て不安の解消や負担感の軽減を図ります。また、関係機関への児童問題に関する研修機会を増やすなど、問題の共有化を図り、相互の情報交換、連携の強化を図ります。

(1) -3 地域支援ネットワークの確立

【現状と課題】

本市では、平成15年に策定された「田辺市民活動促進指針」に基づき、市民活動への支援に取り組むとともに、サークル活動への支援などを推進し、地域活動への支援を進めてきました。

しかしながら、子育てを取り巻くニーズの多様化・複雑化に対応するためには、更にボランティア活動やサークル活動などを支援し、市民主体による身近な地域における福祉活動の充実を図っていくことが必要であると考えています。

今後も、各種の関係機関・関係団体等と連携・協働しながら、地域保健福祉活動の推進や市民活動団体の育成、各種サークル間のネットワーク化を支援して、地域における支援活動を充実させることが重要となっています。

【施策の展開】

① 子育て交流の充実

子育てに悩みを抱えている保護者が相談する機会を逸したり、相手を見出せずに孤立することにより、健全な子育て・子育ちに悪影響を及ぼさないように、グループやサークル活動など、保護者の相互交流の場づくりを推進します。

② 地域における地域社会づくり

地域全体での子育てを進めるため、子どもに対しての地域での見守りや声かけにより、力強い保育力・教育力を持った地域社会づくりを目指します。

③ 子育て支援ボランティアの育成、活動の支援

地域での子育て支援を応援するボランティアの育成、活動を支援します。

(2) 子育てと社会参加が両立したまち

(2) -1 保育サービス等の充実

【現状と課題】

本市では、保育所ごとに柔軟な保育サービスの展開や児童の受け入れ体制の整備を図るとともに、保護者の勤務形態の多様化などに対応するため、延長保育や休日保育、一時保育や病児・病後児保育などの保育サービスの充実に取り組んできました。

また、放課後児童の安全確保と指導内容の充実に向けて、放課後児童クラブの拡充等を進めています。

平成25年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」では、就学前児童の保護者（現在働いていない母親）で「就労したい」と回答した割合は7割を超えており、今後も女性の社会進出により、就労形態の多様化が予測されます。このような中、一層複雑化する子育て家庭のニーズに対応するため、今後も保育サービス等を充実していくことが求められます。

【施策の展開】

① 保育サービスの充実

多様化する保育需要に対応した保育サービスのさらなる拡充に努めるとともに、保育環境・内容の充実を図ります。

② 子どもの居場所づくりの充実

共働き家庭やひとり親家庭が増加している中で、地域の子どもの居場所づくりについて、放課後子どもプランなど、地域に応じた放課後の居場所づくりを推進します。また、広報や保育所等を通じて、地域子育て支援拠点事業の利用を促進します。

(2) -2 両立支援の促進

【現状と課題】

本市では、ファミリーフレンドリー企業の普及や育児介護休業制度等の周知・情報提供等に努めてきました。しかし、仕事と子育ての両立支援のためには、国、県、関係団体、また、地域の企業とも相互に協力・連携を図ることが不可欠です。また、男女ともに、働き方の見直しを図る上では、地域の実情に合わせた仕事と生活の調和への取り組みが必要となっています。

今後も、保育サービスの整備・充実はもとより、地域の企業などと連携・協力を得ながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた働き方の見直しなどを進めていく必要があります。また、男女共同参画社会の実現に向け、啓発を継続的に行い、父親の子育て意識を高めることも重要となっています。

【施策の展開】

① 仕事と育児の両立支援

男女ともに働きながら子育てをしている人が、職場と育児の両立ができるように育児休業制度の普及を促進するとともに、労働時間などの雇用条件を改善するため、事業主などへの要請を図ります。

また、家庭や地域においても働き方や子育てのあり方への取り組み姿勢を持つように啓発を図ります。

② 就業への支援

出産や子育てのために退職した人に対して、求人情報の提供や再雇用のための支援に努めます。

また、職業能力の向上により就業の促進を図るため、関係機関と連携して各種技能習得の啓発に努めます。さらに事業所内での職業訓練の推進を図るため、公共職業安定所による職場適応訓練費の助成金適応後も、引き続いて雇用している事業所に市から助成金を講じ、さらに母子家庭等、就業が困難な方を雇用した場合についても、同様の措置を講じて就業の促進に努めます。

③ 父親の子育て参加の促進

父親の子育てへの関わりを深めるため、各種事業などへの父親の参加を呼びかけ、子育ての役割分担と家族の中で協力して子どもを育てる意識の拡大を図ります。

(3) 子育てを楽しむ環境が整ったまち

(3) -1 親を育てる環境づくり

【現状と課題】

本市では、子育て中の家庭、また、これから親となる次代の親づくりという視点に立ち、子育て情報の提供や乳幼児とのふれあい活動などの取り組みをとおして、子育ち・親育ちのサポートを推進してきました。

しかし、核家族化の進行や地域社会の関係の希薄化が進み、子育て家庭の孤立化や子育てそのものに触れる機会の減少など、子育てを取り巻く環境への対応が必要となっています。

このため、引き続き子育てに関する情報提供や各種講座の継続実施により、家庭における教育・学習機会を充実させるとともに、次代の親となる子どもへの学習環境の対応を図り、子育てを楽しむような環境を整えていくことが重要です。

【施策の展開】

① 学習活動の支援

子育て家庭の心豊かな生活を支援するため、子育て世代が必要とする情報提供や学習機会を拡充します。

② 次代の親づくり

次代の親となる児童・生徒に対して、子どもを生み育てる喜びについて学習してもらい、あらゆる学習の場を通じてたくましく生きる力の育成に取り組みます。

(3) -2 健やかな成長のための環境整備

【現状と課題】

本市では、子どもの健やかな成長を育むため、各保育所などにおいて、異年齢児交流保育や高齢者とのふれあい事業、運動遊び、園庭開放などの取り組みを進めてきました。

また、小中学校などでは、学校と家庭、地域との連携を深め、道徳教育や学習活動、社会奉仕活動、自然体験活動などを実施し、豊かな人間性の育成に努めています。

今後も、地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動などをとおして、既存の取り組みを効果的に進めるとともに、何らかの理由で集団生活になじめない児童や生徒であっても健やかに学べるように、相談体制やサポート体制などの環境づくりを強化する必要があります。

【施策の展開】

① 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな心を育むため、活動の中で友達（仲間）づくりなどが行えるような多様な体験機会を拡充し、その自主的な参加促進を図ります。また、海や山の豊かな自然環境の中で、子どもたちの創意工夫を主体とした体験活動ができるように、既存施設等を活用した取り組みを進めます。

② 学校教育の充実

学校教育指導の方針を設定し、基礎的・基本的な学力の確実な定着と個性を伸ばす教育を推進し、主体的に学び、活動できる子どもの育成を図ります。また、命を大切にし、ともに生きることの喜びなど「こころの教育」の充実に努めます。

③ 幼児教育の充実

多様化する保育需要への対応を検討していくとともに、幼稚園と小学校の連携や幼稚園における子育て支援の充実に努めます。

④ 不登校児童対策

通学できない児童への適切な対応を図るため、家庭・地域・学校が連携して不登校の原因となっている様々な要因の早期発見、発生防止を目指します。

⑤ 文化・スポーツ環境の整備

地域の歴史などの文化環境とスポーツレクリエーション活動を中心としたスポーツ環境の整備を促進します。

⑥ 学校施設の整備

安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を行います。

⑦ 学校給食の充実

安全で楽しく給食が食べることができるよう、給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、給食を通じて子どもたちの食に関する意識の啓発を図ります。

また、衛生的で安全・安心な学校給食を実施するために、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、老朽化等に伴う学校給食施設・設備の改善に努めます。

(3) -3 家庭教育への取り組み

【現状と課題】

家庭は、子どもにとって「最初の教育の場」であり、子どもの発育環境の中で、最も影響力が大きな場となります。そのため「次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭教育に関する講座や交流・学習への取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、本市においても少子化の進行が顕著であり、また、核家族化に伴い、身近で子育てを直接見聞きする機会も減ってきました。特に、若い男女の中には、乳幼児に触れたことがないまま親になるケースが増えており、子どもとのコミュニケーションがうまくとれない保護者もいます。

こうした中、今後もこれまで進めてきた家庭教育に関する講座や学習への取り組みを継続して行い、親の役割や自覚を促すことが重要です。

【施策の展開】

① 子育ちの場面に応じた学習機会、情報の提供

子どもの成長に応じた悩みや、情報などの子育て需要を的確に把握し、学校、保育所（園）、幼稚園、地域子育て支援センターなどの連携により、家庭教育について学ぶ機会や情報の提供を充実します。

② 子育てについての理解教育の推進

次代の子どもが自立して家庭を持つことができるよう、家庭科や総合的な学習の時間などに、家庭のあり方や自分と家庭との関わり、地域と家庭との関わりなどを正しく理解できる教育を推進します。

③ 家庭の役割の重要性の再認識

家庭は、親子のふれあいや家族関係を通じて基本的なしつけや感性、社会のルールを教える場です。

増え続ける街頭犯罪を中心とした少年の犯罪を未然に防止するためにも、子どもの成長に合わせた家庭におけるしつけや健全な家族関係を築くことが重要です。このため、家庭の役割の再認識を啓発し、少年犯罪の防止を進めます。

(4) 子どもが健康（健やか）で安全に育つ安心できるまち

(4) -1 健康の保持増進

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに育つためには、地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要となります。

本市では、母子の健康の確保のため、妊娠時から乳幼児期まで健診、訪問指導、各種教室等を実施し、一貫した切れ目のない事業に取り組んできました。

また、子どものよりよい生活習慣や思春期児童へのサポートを充実するため、食育の推進や各種相談事業、教育面でのサポートにも対応しています。

引き続き安心して子どもを生み育てられるよう健康支援に努めるとともに、保育所、幼稚園、各学校及び地域とのパートナーシップの強化を図り、子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくりや体制づくりをさらに進める必要があります。

【施策の展開】

① 母子の健康の確保

国の「母子保健計画」を参考に、妊娠から乳幼児期の施策を実施していくとともに、「健康づくり計画」に基づいた母子の健康づくりを推進します。

田辺市健康づくり推進協議会においては、母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健事業の企画・運営・啓発普及・評価・計画策定などを行い、事業の推進を図ります。

② 食育の推進

「田辺市食育推進計画」に基づきライフステージに応じた食育の取り組みを実施するとともに、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、乳幼児期・学童期それぞれの発達段階に応じた食の重要性について、正しい知識と食習慣が獲得できる学習の機会や情報の提供を行います。

③ 小児医療の充実

子どもの健康管理のため、ふだんから身近なかかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、保健指導、健康教育等を通じて、小児の急病や事故の予防についての保護者の理解の向上を図ります。平成25年策定の第六次和歌山県保健医療計画では、「子ども救急相談ダイヤル#8000」の実施、田辺広域休日急患新涼所を中心とした地域の医療機関ネットワークの連携強化により、安心して子育てができるような体制づくりに取り組みます。

④ 思春期、青年期の健康づくり

子どもが大人へと大きな成長を遂げる発達段階である思春期において、性、健康と食事、喫煙、飲酒、薬物などについて正しい知識を習得し、問題に際しては青少年が自ら正しい判断を行うことができるよう、学校、家庭、地域等の一体となった取り組みを推進します。

また、ひきこもり状態にある青年及びその家族からの相談に適切に対応し、社会参加に向けた支援を行います。

(4) -2 児童の権利擁護

【現状と課題】

暴力的な虐待のほか、ネグレクトといった子どもの世話を放置する児童虐待は、子どもの人権を侵害

する大きな社会問題となっています。また、子どもが健やかに成長する上で、学校でのいじめ、不登校の問題など、様々な悩みを抱える子どもたちへの対応がますます重要となっています。

本市では「次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの人権啓発や教育相談など、児童の権利擁護を図る取り組みを進めてまいりました。

また、児童問題に関連機関が連携を深め、要保護児童対策地域協議会の設置など協力体制を確保し、虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な支援、未然防止に努めています。

今後も、すべての子どもの生命と人権が尊重され、幸せに育つ権利を擁護するため、市民一人ひとりの意識を高めるとともに、人権侵害の被害に遭わないように虐待の発見、防止対策の充実が望されます。

【施策の展開】

① 虐待の予防と防止体制の整備

虐待連絡協議会による情報の収集や相談指導体制を充実し、児童虐待の未然防止を図ります。また、子育て関連施設を中心とした予防の徹底と家庭訪問などによる発見に努め、あらゆる関係機関と連携した防止体制を強化します。

② いじめ問題、不登校児童などへの適切な対応

子ども一人ひとりがいきいきとした学校生活を送れるような魅力ある学校づくりを進めます。

(4) -3 生活環境の整備・充実

【現状と課題】

本市では子どもや子育て家庭が快適に暮らせ、また、いきいきと生活できるように、居住空間や道路環境、公共施設などの生活環境の整備・充実を進めてきました。

しかし、現状では着手できていないバリアフリーが必要な箇所・部分も存在するため、今後も引き続きベビーカーや歩行者、自転車利用者などが利用しやすいように、ハードとソフトの両面から生活環境の整備・充実に努めるとともに、子ども連れでも安心して外出できるように、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、住む人にとってやさしいまちづくりを推進することが重要です。

また、子どもの健全な成長や育成をサポートするため、有害環境への対策や公園施設整備、自然環境保全等についても、継続して対応していく必要があります。

【施策の展開】

① 良質な住宅、宅地と良好な居住環境の確保

市民が安心して子育て、子育ちができるように、住宅や宅地の供給促進を図ります。

② 安全な道路環境の整備

通学路を中心として各種の交通安全施設の整備を進めるとともに、段差の解消などにより安全、快適な道路環境整備を進めます。

③ 子育てバリアフリー化の推進

妊娠婦から子ども連れをはじめとして、高齢者や障害者などすべての人が安心して外出できるよう、公共公益施設などで乳児のオムツ台や小児用トイレなどの子育て支援施設の整備を促進します。

④ 有害環境の除去

青少年健全育成のため有害環境へのアクセスの制限や自主的な規制を促すとともに、関係機関の連

携により有害環境の浄化を進めます。

(4) -4 子どもの安全の確保

【現状と課題】

子どもを犯罪被害や交通事故の被害から守り、子どもの安全を確保するためには、まち全体で取り組みを進める必要があります。

本市ではみんなで子どもを守る街づくり計画の実施において、町内会や地域単位で子どもの通学を見守り、声かけ運動を実施してきたことから、地域の子ども、大人同士の交流が深まり、安全意識の向上が図られています。

今後も、地域全体で子どもの安全を確保するために、行政、警察、地域、学校、家庭、関連機関や関係団体などが連携を強化し、犯罪防止や交通事故から子どもたちを守る体制を充実し、それらの活動を継続的に進めていく必要があります。また、地域福祉などの取り組みを進め、地域住民の連帯感を育むことで支えあいの意識、防犯意識を高めていくことも重要となります。

【施策の展開】

① 交通安全の推進

子どもたちが安心して外出し、活発に活動できる安全なまちにするため、田辺警察署などと連携して交通安全の意識を醸成するとともに、チャイルドシートの着用の厳守など、市民一人ひとりが子どもの交通安全に配慮するような取り組みを促進します。

② 犯罪被害の防止

子どもの防犯意識の育成を図るとともに、「きしゅう君の家」等子どもを犯罪被害から守る全市的な体制の整備を進め、市民や事業者の協力により犯罪被害の防止に努めます。

特に、登下校時の市民による子どもの見守りや声かけを通じて、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

③ 防災

子どもが安全に生活できるように、公共施設を中心とした耐震対策や地震・津波などに対する防災教育を推進します。

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保方策

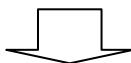
1. 教育・保育等の量の見込みと確保方策設定の流れ

子ども・子育て支援の充実に向け、ニーズ調査結果等に基づき、次のとおり各事業について量の見込み（需要量）を設定し、その見込みに応じた確保方策を設定します。

《量の見込みと確保方策の設定》

■教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、事業に対応し、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定するものであり、区域ごとに量の見込みと確保方策を定めていきます。



■家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプA、B、C、C'、D、E、E'、Fの8種類の「家庭類型」に分類します。



■教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の利用意向の把握

教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の各事業について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を把握します。（なお、利用者支援事業、乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業、及び妊婦健診については、ニーズ調査によらず、実績値をベースに量の見込みを行います。）



■量の見込み推計＝推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向

計画期間（平成27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることによって、各事業の量の見込みを設定します。



■量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するか、どのような供給主体を確保するか、新しい制度への対応方向を踏まえ、確保方策を設定します。

表 6-1 家庭類型

母親 父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD			タイプF

注) 本市においては、就業時間の下限を 48 時間とする。

表 6-2 認定区分と家庭類型

	認定区分	潜在的家庭類型
0 歳	3 号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	タイプA、タイプB、タイプC タイプE
1・2 歳	3 号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	
3 歳以上	1 号認定 (認定こども園及び幼稚園における教育標準時間)	タイプC'、タイプE、タイプD タイプF
	2 号認定 (教育の利用意向が強い)	タイプA、タイプB、タイプC タイプE
	2 号認定 (認定こども園及び保育所)	

注) 認定区分

1 号認定：満 3 歳以上の就学前の子ども（2 号認定を除く）が対象

→幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用

2 号認定：満 3 歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子どもが対象

→保育所・認定こども園（保育所部分）を利用

3 号認定：満 3 歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子どもが対象

→保育所・認定こども園（保育所部分）など

表 6-3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計

<教育・保育の量の見込み>							
①号認定 (認定こども園及び幼稚園)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
②号認定 (幼稚園希望)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
③号認定 (認定こども園及び保育所)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
④号認定 (認定こども園・保育所+地域型)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
<地域子ども・子育て支援事業の量の見込み>							
①時間外保育事業	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
②放課後児童健全育成事業	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	=	ニーズ量(人)		
③子育て短期支援(ショートステイ)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
④地域子育て支援拠点事業	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	平均利用意向回数(回)	=	ニーズ量(人回)
⑤一時預かり他							
・1号認定による利用	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)※	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
・2号認定による利用	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量(人日)
・上記以外	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	就労日数(日)	=	ニーズ量(人日)
⑥病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)	家族類型別児童数	×	発生頻度	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)
⑦ファミリー・サポート・センター(就学児)	家族類型別児童数	×	利用意向率(割合)	×	利用意向日数(日)	=	ニーズ量(人日)

※一時預かりの利用意向率(割合)は不定期事業の利用希望等を乗じて積算

表 6-4 就学前児童数の推計（ニーズ調査時）

	実績値		推計値					
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
0 歳	592	571	555	541	528	518	508	
1 歳	619	630	608	591	577	564	554	
2 歳	598	613	624	602	585	571	558	
3 歳	648	607	622	633	611	594	580	
4 歳	690	650	608	623	634	612	595	
5 歳	638	701	661	618	634	645	623	
0-2 歳計	1,809	1,814	1,787	1,734	1,690	1,653	1,620	
1・2 歳計	1,217	1,243	1,232	1,193	1,162	1,135	1,112	
0-5 歳計	3,785	3,772	3,678	3,608	3,569	3,504	3,418	

(平成 25 年 3 月現在)

2. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」）を定めます。

本市は、平成17年5月に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の5市町村合併により、新たな田辺市となりました。市域は拡大しましたが、子ども・子育て支援に関連する施設及びニーズは、地域的に大きな偏りがあります。そのため、区域を小さな単位で設定することにより、サービスの低下が生じる可能性もあり、基本的に教育・保育提供区域は市域を1区域とします。ただし、利用者支援の窓口となる「利用者支援事業」については、利便性考慮して各行政局（5ヶ所）単位での対応を図ります。

表6-5 子ども・子育て事業と教育・保育提供区域

分類	事業名 () 内は市事業名	事業内容	提供区域
	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園など	市全域
地域子ども子育て支援事業	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	行政局5ヶ所
	時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る。	市全域
	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	市全域
	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライト事業)	保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ・夜間養護等（トワイライトステイ）事業	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの児と保護者に対して、助産師や保健師が訪問し、健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行う。養育支援が必要である家庭に対し、育児・家事等の援助や育児指導等を行う。	市全域
	養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る。	市全域
	地域子育て支援拠点事業	NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図る。	市全域
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く）。	市全域
	病児・病後児保育事業	病中や病気の回復期で集団保育が困難な児童を、一時的に預かる。	市全域
	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	市全域
	妊婦健康診査 (妊婦健康診査費助成事業)	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健診を受けられるよう、支援する。	市全域

3. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

3-1 計画期間の各年度の教育・保育の量の見込み

ニーズ調査結果等を踏まえて、教育・保育の「量の見込み」を算出すると、次のとおりとなります。

表中、3号認定の0歳児については、平成25年の実績値が35人（当該年齢人口の5.9%）であるのに対して、例えば平成27年度見込みとして236人（42.5%）と算出され、大きな乖離がありました。

そのため、ニーズ調査結果を精査し、田辺市子ども・子育て会議に諮り、0歳児のニーズについて、「今後、利用したい」意向のうち、現在「就労していない」ものなどを除外してニーズ量を再算出しました。結果は下表のとおりです。

算出された結果は、平成27年度で1号認定601人、2号認定1,199人、3号認定679人であり、平成31年度には、就学前児童の量に対応して、1号認定は約5%減少して572人、2号認定も約5%減少して1,140人、3号認定は約9%減少して615人と見込まれます。

表6-6 教育・保育の量の見込み（ニーズ調査結果）

市域全体	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度									
	教育標準時間認定(1号)	満3歳以上保育認定(2号)		満3歳未満保育認定(3号)																						
	保育を希望(右記以外)	学校教育の利用意向が強い	0歳	1・2歳																						
就学前児童数(A)	1,891			555	1,232	1,874			541	1,193		1,879			528	1,162		1,851			518	1,135	1,798		508	1,112
量の見込み(B)	601	997	202	236	605	595	987	200	228	587	597	991	201	224	572	588	975	197	220	558	572	948	192	216	547	
量の見込み①(認定ごとの合計)	601	1,199		841		595	1,187		815		597	1,192		796		588	1,172		778		572	1,140		763		
量の見込み②(2号、3号の合計)	2,040			2,002			1,988			1,950			1,903													
就学前児童数に対する希望率(B)/(A)	31.8%	52.7%	10.7%	42.5%	49.1%	31.8%	52.7%	10.7%	42.1%	49.2%	31.8%	52.7%	10.7%	42.4%	49.2%	31.8%	52.7%	10.6%	42.5%	49.2%	31.8%	52.7%	10.7%	42.5%	49.2%	

表6-7 教育・保育の量の見込み（ニーズ調査結果修正）

認定区分				平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
1号認定		ニーズ調査		601		595		597		588		572		
2号認定		ニーズ調査		1,199		1,187		1,192		1,172		1,140		
3号認定		修正		679		659		643		627		615		
内訳	0歳	ニーズ調査		236		228		224		220		216		
		修正		74		72		71		69		68		
1・2歳		ニーズ調査		605		587		572		558		547		
就学前児童数				3,678		3,608		3,569		3,504		3,418		

3-2 計画期間の各年度における教育・保育の内容及び実施時期

計画期間（平成27年度～31年度までの5年間）の教育・保育の量については、就学前児童数の減少が進む中、幼稚園・保育所の定員が量の見込みを概ね上回り、充足しています。

認定区分別の内訳では、3号認定者が平成27年度当初において、量の見込みが定員を上回っていますが、その後順次解消され、定員を上回っていくことを予測します。

表 6-10 教育・保育の量の見込み及び確保方策

単位：人

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		601	1,199	679	595	1,187	659	597	1,192	643
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	360	1,114	626	390	1,114	626	390	1,114	626
	確認を受けない幼稚園	430			430			430		
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)									
	認可外保育施設		144	46		144	46		144	46
②-①		189	59	▲7	225	71	13	223	66	29
県が定める数		-	-	-	-	-	-	-	-	-

		平成30年度			平成31年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		588	1,172	627	572	1,140	615
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	390	1,114	626	390	1,114	626
	確認を受けない幼稚園	430			430		
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)						
	認可外保育施設		144	46		144	46
②-①		232	86	45	248	118	57
県が定める数		-	-	-	-	-	-

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

4-1 計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

ニーズ調査の回答結果及び就学前児童数の推計を用い、国より提示された算出用ワークシートにより算出した結果は、次のとおりです。

表 6-11 地域子ども子育て支援事業の量の見込み

事業	単位	(参考) 実績値		ニーズ調結果からの見込み量					
		H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31	
① 利用者支援事業	箇所	-	-						
② 時間外保育事業	人	292	333	90	89	88	86	83	
③ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	人	410	441	904	905	895	880	879	
④ 子育て短期支援事業	人日	41	88	154	151	150	147	144	
⑤ 乳児全戸訪問事業	人	581	512						
⑥ 養育支援訪問事業	人	13	16						
⑦ 地域子育て支援拠点事業	人日	3,989	4,349	3,323	3,225	3,142	3,073	3,013	
⑧ 一時預かり 事業	幼稚園一時預かり(1号)	人日							
	幼稚園一時預かり(2号)	人日	60,241	64,284	55,315	54,818	54,963	54,144	52,594
	上記以外	人日			14,623	14,345	14,189	13,930	13,588
⑨ 病児・病後児保育事業	人日	150	232	2,209	2,167	2,142	2,014	2,053	
⑩ 子育て援助活動支援事業	人日	778	812	56	55	54	55	55	
⑪ 妊婦健診	人回	7,220	6,541						

注) ⑧一時預かり事業のうち、「上記以外」の見込み量については、特定のケースとして扱い、今回の検討の対象としておりません。

4-2 計画期間の各年度における地域子ども・子育て支援事業の内容及び実施時期

ニーズ調査結果に基づく算出用ワークシートによる推計は、平成25年の実績数値と必ずしも連続性を持っているとはいえないものもあり、アンケートの実施方法や市民へのサービスの周知が十分でなかった面もうかがえます。そのため、量の見込みとともに実績値を勘案して、サービスの確保を図ります。

(1) 利用者支援事業

子育て相談窓口として、本庁、各行政局の広がりを基本とし、地域性を配慮した配置で、平成27年度から実施の方向で検討します。

表 6-13 利用者支援事業

単位:箇所	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		-	-	-	-	-
②確保の内容 (新規事業)		-	5	5	5	5
②-①		-	5	5	5	5

(2) 時間外保育事業

時間外保育は実績値として300人を超える取り組みとなっています。ニーズ調査結果に基づく量の見込みでは低い値となっていますが、実績値を基礎に確保を図ります。

表 6-14 時間外保育事業

算出対象年齢:0歳~5歳・単位:利用者数

単位:人	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		90	89	88	86	83
②確保の内容	333	330	330	330	330	330
②-①		240	241	242	244	247

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業のニーズ調査結果見込み量904人(H27)は、概ね小学校1-3年600人、4-6年300人の構成です。実績値は市内市立小学校27校のうち10校の1-3年で実施しているものです。市の基準として20人以上の規模で開設することとしています。

今後の方針として1-3年での充実を図り、少人数の地域については放課後子ども教室の開催(現在も水曜日など週1回開催で3つの小学校で実施)などで対応を図り、4-6年については、国において検討を進めている「放課後子どもプラン」の動向を見ながら検討いたします。確保としては、当面実績値を基礎に、順次充実を図ることとします。

表 6-15 放課後児童健全育成事業 算出対象年齢：小学校 1 年生～6 年生・単位：利用者数

単位：人	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		904	905	895	880	879
②確保の内容	441	500	550	600	600	600
②-①		▲404	▲405	▲295	▲280	▲279

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、ショートステイ事業による利用ですが、利用者は年々更新され、実績値を基礎に、順次量の見込みに対応するよう確保を図ります。

表 6-16 子育て短期支援事業

算出対象年齢：0 歳～18 歳・単位：年間延べ利用者数

単位：人日	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		154	151	150	147	144
②確保の内容	88	100	120	150	147	144
②-①		▲54	▲31	0	0	0

(5) 乳児全戸訪問事業

人口推計の出生数を目標に確保を図ります。

表 6-17 乳児全戸訪問事業

算出対象年齢：0 歳・単位：年間訪問乳児数

単位：人	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		-	-	-	-	-
②確保の内容	512	555	541	528	518	508
②-①		555	541	528	518	508

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の実績値を基礎とし、概ねその維持確保を図ります。

表 6-18 養育支援訪問事業

単位：支援対象者数

単位：人	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		-	-	-	-	-
②確保の内容	16	16	16	16	16	16
②-①		16	16	16	16	16

(7) 地域子育て支援拠点事業

実績値は子育て広場、あいあい広場、つどいの広場事業の子ども参加数です。量の見込みと実績数の乖離は少ないので、量の見込みに対応した確保を図ります。

表 6-19 地域子育て支援拠点事業

算出対象年齢：0歳～2歳・単位：年間延べ利用者数

単位：人日	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		3,323	3,225	3,142	3,073	3,013
②確保の内容	4,349	4,000	3,800	3,500	3,300	3,100
②-①		677	575	358	227	87

(8) 一時預かり事業

幼稚園一時預かりの実績を基礎にします。その量の見込みと実績数の乖離は少ないので、量の見込みに対応した確保を図ります。

表 6-20 一時預かり事業

算出対象年齢：0歳～5歳・単位：年間延べ利用者

単位：人日	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		55,315	54,818	54,963	54,144	52,594
②確保の内容	64,284	60,000	58,000	56,000	55,000	53,000
②-①		4,685	3,182	1,037	856	406

(9) 病児・病後児保育事業

実績値と量の見込みが大きく乖離しています。これにはニーズ調査アンケートで、父あるいは母が休んで子どもを見る際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい（利用希望）」を聞いた結果が反映されていますが、このニーズの全てが病児・病後児保育利用希望ではなく、多くは親戚・知人に預かってもらうなどが考えられます。実際に病児・病後児保育利用をこの1年間で行ったのは、アンケート回答者の約3%でした。そのため、実績値を基礎とし、概ねその維持確保を図ります。

表 6-21 病児・病後児保育事業

算出対象年齢：0歳～5歳、小学校1年生～6年生・単位：年間延べ利用者数

単位：人日	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		2,209 (230)	2,167 (230)	2,142 (230)	2,014 (230)	2,053 (230)
②確保の内容	232	230	230	230	230	230
②-①		0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業

実績値に対して量の見込みは大幅に低い値を示していますが、実績値を基礎とし、概ねその維持確保を図ります。

表 6-22 子育て援助活動支援事業

算出対象年齢：0歳～5歳、小学校1年生～6年生

単位：年間延べ利用者数

単位：人日	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		56 (810)	55 (810)	54 (810)	55 (810)	55 (810)
②確保の内容	812	810	810	810	810	810
②-①		0	0	0	0	0

(1 1) 妊婦健診

妊婦全員について必要な検診受診を行うことを目標に確保を図ります。

表 6-23 妊婦健診

単位：年間受診者数

単位：人回	実績(H25)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		-	-	-	-	-
②確保の内容	6,541	7,770	7,574	7,392	7,252	7,112
②-①		7,770	7,574	7,392	7,252	7,112

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用、その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。このことについては、国の動向に応じて助成を検討します。

(1 3) 多様な主体が参画することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の算入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業で、市としては、年度当初は待機児童が発生していない中で、今後の動向を見ながら実施に向け検討します。

表 6-24 地域子ども子育て支援事業の確保目標

事業	単位	(参考) 実績値		目標量					目標の設定
		H24	H25	H27	H28	H29	H30	H31	
① 利用者支援事業	箇所	-	-	-	5	5	5	5	旧田辺市十行政局各 1 か所の 5
② 時間外保育事業	人	292	333	330	330	330	330	330	実績値ベース現状維持を目標
③ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	人	410	441	500	550	600	600	600	見込み量のうち 600 人を目標設定
④ 子育て短期支援事業	人日	41	88	100	120	150	147	144	見込み量ベース目標設定
⑤ 乳児全戸訪問事業	人	581	512	555	541	528	518	508	乳児全戸訪問目標（概ね全乳児数）
⑥ 養育支援訪問事業	人	13	16	16	16	16	16	16	実績値ベース現状維持を目標
⑦ 地域子育て支援拠点事業	人日	3,989	4,349	4,000	3,800	3,500	3,300	3,100	見込み量ベース目標設定
⑧ 一時預かり事業	幼稚園一時預かり（1 号）	人日		-	-	-	-	-	
	幼稚園一時預かり（2 号）	人日	60,241	64,284	60,000	58,000	56,000	55,000	53,000
	上記以外	人日		-	-	-	-	-	見込み量ベース目標設定
⑨ 病児・病後児保育事業	人日	150	232	230	230	230	230	230	実績値ベース現状維持を目標
⑩ 子育て援助活動支援事業	人日	778	812	810	810	810	810	810	実績値ベース現状維持を目標
⑪ 妊婦健診	人回	7,220	6,541	7,770	7,574	7,392	7,252	7,112	人口推計出生数分の 14 回検診券

5. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

本市は、これまでに培ってきた子ども・子育て支援の実績を踏まえ、質の高い教育・保育の一体的な提供を図ります。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず、地域の子どもや家庭が利用できる施設として、「認定こども園」を通じて、子育てと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう努めます。

認定こども園、幼稚園、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めつつ、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化し、市内の施設全体として、小学校就学以後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性の確保を図ります。

第6章 計画の推進

1. 推進の体制

(1) 庁内組織

本計画の内容は、福祉、保健、教育、男女共同参画、産業など、広範な分野にわたるため、庁内組織である「田辺市子ども・子育て支援連絡協議会」において、効果的・効率的な施策の展開を図ります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業所、市民など、関係する多くの方々の意見を取り入れながら取り組みを進めています。

(2) 田辺市子ども・子育て会議

本市の計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、「田辺市子ども・子育て会議」を置きます。

2. 計画の進捗状況の点検及び評価

本計画の推進にあたっては、「田辺市子ども・子育て会議」を中心に、その進捗状況を毎年度、点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

田辺市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 12 日条例第 51 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、田辺市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 子育て会議に、必要に応じ、特別委員を置くことができるものとし、その任期は、市長が必要と認める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 子育て会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子育て会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員又は特別委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び特別委員で組織する。

3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

【別冊】

子ども・子育て施策個別事業一覧

施策：1-1 地域の子育てサービスの充実

事業名	事業の方向性	所管課
子育て相談事業	研修等により、職員の資質向上に努め、相談の種類に応じた適切な対応や支援のコーディネートを行い、気兼ねなく相談に来てもらうことができるよう体制づくりに努めます。	地域子育て支援センター
親子（家庭）保育フレンズ	保育所や幼稚園の集団に入る前に、気がかりな面が見られる子どもたちと子育てに不安を感じる保護者を対象に、入園前のステップとして、子どものすこやかな発達への援助と保護者への育児支援に努めます。	地域子育て支援センター
子育てサークル育成・支援事業	子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークルの参加促進を強化するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動の支援を図ります。	地域子育て支援センター
子育て広場事業	扇ヶ浜公園では屋外での実施のため、雨天時の利用者のニーズには状況を見ながら対応し、保護者と子どもが気軽に集える場の整備を推進します。	地域子育て支援センター
あいあい広場	親子で参加できるイベント等、多様な催し物を充実させることにより、市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を行います。	地域子育て支援センター
児童館活動	学校・家庭・地域社会と連携を図り、地域における子どもの安全確保と健全育成の場として子どもの居場所づくりに努めるとともに、各種活動や遊びをとおして、健康を増進し情操を豊かにすることを目的に、子どもを育成する活動・子育て家庭を支援する活動・地域活動を推進する活動に積極的に取り組みます。また、広報やホームページ、児童館だより等でPRを行い利用の促進に努めます。	児童館
児童館指導員の育成	児童館指導員のより一層の専門性の向上のため、全国児童館連絡協議会が主催する研修会への参加を検討します。	児童館
子どもサポートネットみらい	子どもたちの健やかな成長を願い、地域の中で子どもの育ちを支援・保障していくために、地域の大人が子どものためにつながり、子どものための行動を起こすことを目的として、子育ての集い等の取り組みを進めます。	児童館
子どもクラブの指導者育成	子どもクラブへの加入については、保護者の理解が重要であり、加入促進に当たっては指導者の役割が重要となります。子どもクラブの活性化のためには、子どもの継続的な加入が必要不可欠であるため、今後とも各種研修会等を通じて指導者の育成に努めます。	生涯学習課
ファミリーサポートセンター事業	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催、その他の事業を推進するとともに、利用者の確保を図ります。	子育て推進課

つどいの広場事業	市内及び近隣地域に居住する、多くの親子が気軽につどい、子どもにとって異年齢の子どもたちとの交流の場として、保護者にとっては情報交換や友だちづくりの促進による子育ての悩みの緩和、ストレスの解消などの場として運営に努めます。	地域子育て支援センター
放課後児童健全育成事業	未設校区や時間の需要に対応した事業の運営など、地域に応じた子どもの放課後の居場所づくりを推進します。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業(ショートステイ))	保護者が家庭において児童を養育することが困難な場合に、施設において必要な保護を図ります。	子育て推進課
子育て短期支援事業 (夜間養護等事業(トワ行トステイ))	保護者が夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合に、施設において必要な保護を図ります。	子育て推進課
幼稚園の預かり保育事業の充実	保育内容の充実により、よりきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、増員の検討や管理体制の強化を図るなど、通常の保育時間に影響が出ないよう業務の調整を図ります。	学校教育課
放課後子ども教室 推進事業	地域の大人たちの支援や協力を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の機会提供の充実を図り、地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりに努めます。	生涯学習課

施策：1-2 要支援家庭などへのサポート

事業名	事業の方向性	所管課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親子とそれに準じる方の保険医療の自己負担分を助成します。	保険課
田辺市一般不妊治療費助成事業	子どもの出産を望む夫婦の一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。	健康増進課
田辺市特定不妊治療費助成事業	子どもの出産を望む夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を受けやすい環境づくりを図ります。	健康増進課
子ども医療費助成事業	就学前児童及び小学校児童の健康保持・増進を図るため、保険医療（小学校児童は入院のみ）の自己負担分を助成します。	保険課
第三子以降に係る保育料助成事業	保育所に児童を入所させている保護者の費用負担の軽減策として、第三子以降、3歳児未満児の保育料について無料化を図ります。	子育て推進課
田辺市三子以上に係る育児支援助成事業	小学校以下の子を3人以上養育している方で、就学前の子を対象に、一時的な育児支援等を利用する際の自己負担分の一部を助成します。	子育て推進課
田辺市ひとり親家庭等育児支援助成事業	ひとり親家庭等で、小学生以下の子が一時的な育児支援等を利用した際の自己負担分の一部を助成します。	子育て推進課
家庭支援推進保育事業	保育士の加配を行うなど、よりきめ細やかな保育が行えるように環境整備を図ります。	子育て推進課
障害児保育事業	障害児保育の実施により、障害児がほかの子どもたちとともに生活することを通じ、健全な発達が図られるように適切な配慮を行います。	子育て推進課
障害児サマースクール	夏休み期間中である8月上旬の7日間、特別支援学校、特別支援学級に通う障害児を対象に、プール遊びを中心としたサマースクールを実施しています。参加者が減少してきているため、効果的な事業実施の観点から、今後の実施について、関係者で検討します。	障害福祉室
障害児支援サービスの充実	利用者が、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児支援サービスを利用しやすいうように、事業所の整備・育成に努めます。	障害福祉室
障害児の相談支援窓口	田辺市障害児者相談支援センターゆめふるにおいて、障害のある子どもの保護者や家族、関係者を対象として、障害福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。	障害福祉室
はなまる相談	発達に遅れのある子どもやその家族等を対象に、日常生活の技能を向上させることによる自立と福祉の増進を図ることを目的として、臨床心理士等が発達に適する指導、訓練、相談等を実施します。	障害福祉室
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、主体的な能力開発を支援することで自立促進を図るために、広報やホームページなどを活用し、制度の周知に努めます。	子育て推進課

高等職業訓練促進 給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、看護師等、就業に結びつきやすい資格取得を支援することで自立促進を図るために、広報やホームページなどを活用し、制度の周知に努めます。	子育て推進課
家庭児童相談室の 相談体制の充実	関係機関との連携を一層強化し、増加傾向にある児童に関する相談の対応に努めます。	子育て推進課
要保護児童対策地域 協議会の設置	関係機関・関係団体との相互連携のもと、一つひとつの児童虐待の事案にきめ細やかに対応できるように運営体制の強化に努めます。	子育て推進課

施策：1-3 地域支援ネットワークの確立

事業名	事業の方向性	所管課
高齢者との交流	交流活動の計画立案に際し、子どもとの交流を深め、地域における子どもの見守り体制づくりにつながるよう、老人クラブ等の団体に働き掛けます。	やすらぎ対策課
田辺市地域保健福祉 推進補助金交付事業	地域の保健福祉活動の活性化のため、今後も適切に補助金を交付します。	福祉課
市民活動の支援(市民 活動センターの設置)	市民活動団体の支援、ネットワークの拡充、各種相談等の業務を遂行して、市民活動の支援を図ります。また、広報誌や市民活動支援センターのホームページを充実させるなど、啓発活動の充実を図ります。	自治振興課
みんなでまちづくり 補助金の交付	市民活動の発展強化のために、公益目的の市民活動に対して補助を行います。	自治振興課
子どもクラブ育成 事業	豊かな体験をとおして、自主性・社会性を育て連帶意識を高め、心身ともに健全な子どもの育成をめざし、活動内容の充実に努めます。	生涯学習課
子育てサークル 育成・支援事業 (再掲)	子育ての悩みを共有し、気軽に相談できる子育てサークルの参加促進を強化するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動の支援を図ります。	地域子育て 支援センター
ファミリーサポート センター事業 (再掲)	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催その他の事業を推進するとともに、利用者の確保を図ります。	子育て推進課

施策：2-1 保育サービス等の充実

事業名	事業の方向性	所管課
一時保育事業	保護者の一時的な保育需要に対応するため、ファミリーサポートセンター事業を実施、啓発に努めます。	子育て推進課
延長保育事業	就労と育児の両立支援のため、時間外勤務等就労形態の多様化に対応して、通常保育時間の前後に保育時間を延長して保育を行い、多様化する保育ニーズに対応します。	子育て推進課
休日保育事業	就労支援や子育て支援のため、保育所が閉園する日曜、休日に保育を行い、多様化する保育ニーズに対応します。	子育て推進課
乳児保育事業	仕事と育児の両立を支援するために、生後6か月以上の子どもを保育所で保育を行い、多様化する保育ニーズに対応します。また、需要状況に応じて人員配置等の受け入れ体制の整備を検討します。	子育て推進課
障害児保育事業 (再掲)	すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりの観点から、障害の種別、程度に応じたサービスに配慮した保育を行います。	子育て推進課
病後児保育事業	病気の回復期で集団保育が困難な児童の保育を行い、多様化する保育ニーズに対応します。	子育て推進課
私立保育所への援助	健全な保育所経営を促すため、補助金の支給など適切な援助を行います。	子育て推進課
第三子以降に係る保育料助成事業 (再掲)	保育所に児童を入所させている保護者の費用負担の軽減策として第三子以降、3歳児未満児の保育料について無料化を図ります。	子育て推進課
ファミリーサポートセンター事業 (再掲)	会員間の子育て相互支援活動をサポートするほか、情報発信、子育て講座や会員交流の開催その他の事業を推進するとともに、利用者の確保を図ります。	子育て推進課
放課後児童健全育成事業（再掲）	未設校区や時間の需要に対応した事業の運営など、地域に応じた子どもの放課後の居場所づくりを推進します。	子育て推進課

施策：2-2 両立支援の促進

事業名	事業の方向性	所管課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関における活動と連携・協力し、労働者や企業などの理解を促進するための啓発、次世代育成支援対策推進法や一般事業主行動計画に関する啓発、ファミリーフレンドリー企業に代表されるワーク・ライフ・バランスに取り組む企業や関係団体などの好事例の情報収集と提供など、多様な取り組みを積極的に推進します。	商工振興課
育児・介護休業法の普及	育児・介護休業法やそれに基づく各種助成制度について、ホームページへの掲載やパンフレット等の配布により普及・啓発を図るなど、育児・介護休業法の普及に努めます。	商工振興課
労働時間の短縮	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、市内の企業等の事務所に対し、労働時間の短縮、ジョブシェアリングなどの導入について、パンフレット等の配布による啓発活動の充実により促進を図ります。	商工振興課
ファミリーフрендリー企業	ファミリーフрендリー企業の普及については、ホームページや広報等の充実に努めます。	商工振興課
職業能力の向上	各種の技術習得講座、研修会への参加を促進するため、パンフレットによる周知に努めます。	商工振興課
パパママ教室	パパママ教室を通じ、初めて親となる男女の不安の解消に努めます。同時に男性の参加をより一層促進させることで、出産後の育児協力につながるように内容の充実を図ります。参加対象者の拡大、男性の育児参加を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
マタニティスクール	妊娠時の共通する悩みをテーマに教室を開催するなど内容の充実を図り、参加者が連携を深め、育児に自信が持てるように支援を行います。参加対象者の拡大を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
市内事業者への啓発活動	男女共同参画社会の実現について、市内企業に対し、田辺市企業人権推進協議会やホームページを通じて普及啓発に努めます。	商工振興課

施策：3-1 親を育てる環境づくり

事業名	事業の方向性	所管課
子育て支援情報のPR	広報誌や市のホームページなどを通じて子育て支援情報を提供し、周知を図ります。	子育て推進課
パパママ教室 (再掲)	パパママ教室を通じ、初めて親となる男女の不安の解消に努めます。同時に男性の参加をより一層促進させることで、出産後の育児協力につながるように内容の充実を図ります。参加対象者の拡大、男性の育児参加を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
マタニティスクール (再掲)	妊娠時の共通する悩みをテーマに教室を開催するなど内容の充実を図り、参加者が連携を深め、育児に自信が持てるように支援を行います。参加対象者の拡大を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
地域異年齢児交流事業	子育て広場の充実や保育所の園庭開放などの機会拡充を通じ、異年齢の児童が気軽に集団で交流することができる場の充実を図ります。併せて、保護者同士の交流促進、保育所に対する理解向上に努めます。	保育所

施策：3-2 健やかな成長のための環境整備

事業名	事業の方向性	所管課
こどもエコクラブ事業	子どもたちに地域の身近な自然に興味や関心を持ってもらうことで、環境保全の意識の高揚につながるため、こどもエコクラブ活動は重要です。普及活動の推進により、登録クラブ数の増加を促進します。同時に、クラブ活動の活性化のため、活動を支援するサポーターの発掘・育成に努めます。	環境課
幼稚園の園庭開放	園庭開放の実施を通じて、異年齢の児童の交流促進、保護者同士の交流促進に努めます。実施に当たっては、参加する保護者の協力を得ながら安全面に最大限配慮して行います。	学校教育課
幼稚園の預かり保育事業の充実（再掲）	保育内容の充実により、よりきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、増員の検討や管理体制の強化を図るなど、通常の保育時間に影響が出ないように業務の調整を図ります。	学校教育課
私立幼稚園への補助	健全な幼稚園経営を支援するため、適切な補助金の交付に努めます。	教育総務課
私立幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園に就園している子の保護者への保育料等減免に伴う補助を行います。	学校教育課
いじめ不登校などの相談体制の充実	いじめに遭った子どもや不登校の子どもが相談しやすいように、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携を図り、児童生徒の悩みの早期発見に努めます。	学校教育課
スポーツ活動の充実	各種スポーツ活動の実施により、子どもたちの健全育成に努めます。また子どもクラブの活動や総合型地域スポーツクラブ等との連携により、活動の充実を図ります。	学校教育課
学校施設の整備、改善	児童・生徒の安全確保のため、老朽校舎等の改築（建替え）や耐震対策など、学校施設の整備・改善を順次進めています。	教育総務課
学校給食の実施	安全で楽しく給食ができるように、給食指導及び栄養指導の充実を図るとともに、給食を通じて子どもたちの食に関する意識の啓発を図ります。また、衛生的で安全・安心な学校給食を実施するために、学校給食関係者の衛生管理意識の一層の向上を図るとともに、老朽化等に伴う学校給食施設の整備・改善を順次進めています。	学校教育課 給食管理室
道徳教育の充実	道徳教育の充実により、道徳的な心情・判断力・実践意欲や態度などを養い、正しい判断ができる人間性を育む教育に努めます。また、教員については、研修会に参加するなど、常に指導内容が向上するように努めます。	学校教育課
なかよし文庫	幼稚園・保育所（園）に定期的に絵本を貸し出し、子どもたちが幼い頃から本に親しめる環境づくりに努めます。	図書館
スクールカウンセラーの配置	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者の相談に当たっています。学校やスクールカウンセラーとの連携を強化し、児童・生徒一人ひとりに合った相談体制の充実を図ります。また、生徒指導については小学校から中学校へ連絡事項を円滑に伝えることができるよう努めます。	学校教育課

文化芸術活動の推進	各学校が、文化芸術活動を計画的に企画・実践し、教育環境や教育内容の向上を図ができるよう、支援を行います。また、劇団やオーケストラなど単独では招聘が難しい場合には、複数校による実施を検討するなど、すぐれた文化・芸術に触れることのできる機会の創出に努めます。	学校教育課
わらべうたと絵本の時間	乳幼児と保護者の方が楽しく集える、わらべうたと絵本の時間を定期的に開催し、親子のふれあいと本に親しむ機会づくりに努めます。	図書館

施策：3-3 家庭教育への取り組み

事業名	事業の方向性	所管課
家庭教育のための公民館活動	子育てサークル支援を充実させるなど、地域において家庭教育の質を高めることができるような環境づくりに努めます。	生涯学習課
あいあい広場（再掲）	親子で参加できるイベント等、多様な催し物を充実させることにより、市内及び近隣地域に居住する親子への支援活動を行います。	地域子育て支援センター
家庭教育プログラムの整備・充実	親として成長するためには発達段階に応じた学習の継続が欠かせません。PTA をはじめ社会教育関係団体と連携し、親の役割を学び、自覚を高める学習の機会を検討します。	生涯学習課
基本的生活習慣の育成	早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい基本的生活習慣を整え、家庭教育環境の整備を推進するため、PTA 等のさまざまな活動を得て地域ぐるみで生活リズムの向上を図る「早ね早おき朝ごはん」国民運動を実施します。	生涯学習課

施策：4-1 健康の保持増進

事業名	事業の方向性	所管課
母子健康手帳の交付	健やかな子どもを生み育てるため、妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。	健康増進課
妊婦一般健康診査(妊婦健康診査費助成事業)	妊婦に対して一般健康診査を推進して、異常を早期に発見し適切な援助を推進します。	健康増進課
マタニティスクール (再掲)	妊娠時の共通する悩みをテーマに教室を開催するなど内容の充実を図り、参加者が連携を深め、育児に自信が持てるように支援を行います。参加対象者の拡大を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
パパママ教室 (再掲)	パパママ教室を通じ、初めて親となる男女の不安の解消に努めます。同時に男性の参加をより一層促進させることで、出産後の育児協力につながるよう内容の充実を行います。参加対象者の拡大、男性の育児参加を進める意味でも、参加ニーズを把握しつつ、複数会場での教室の実施を検討します。	健康増進課
妊産婦訪問指導	妊産婦に対して、日常生活指導を行い、疾病の予防や早期発見、健康の保持増進を図ります。	健康増進課
未熟児訪問指導	未熟児について、養育上必要があるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問し、必要な指導を行います。	健康増進課
未熟児養育医療	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はそれに代えて養育医療に要する費用を支給します。	健康増進課
予防接種事業	予防接種法に基づき、子どもに伝染の恐れがある疾病的予防及び蔓延を防止します。	健康増進課
乳幼児健康診査	乳幼児発育、発達の評価と疾病の早期発見、健康の保持増進を図ります。	健康増進課
5歳児発達相談事業	発達障害の早期発見のため、3歳半から就学までの健診空白期間である5歳児を対象に、アンケートによる心理的スクリーニング、これに基づく事後相談、関係機関への紹介、連携、評価・研究のための検討会議を実施します。	健康増進課
う歯予防対策	う歯予防と早期発見のため、乳幼児歯科健診と健康教育を実施します。	健康増進課
乳幼児育児相談	乳幼児の発育、発達のチェックと育児に関する悩みや相談に応じ、育児を支援します。	健康増進課
すくすく教室	赤ちゃんの発達や育児方法、病気などについての不安を解消し、よい親子関係を築くように支援します。	健康増進課

ひまわり相談	1歳半から3歳半児健診などにおいて、経過観察が必要と認められた子どもを対象に臨床心理士による発達相談を実施します。	健康増進課
にこにこる～む	市民総合センターや中部公民館で主に1歳6か月健診から就園までの期間に、生活や発達面でかかわりが必要であると認められた子どもたちに遊び場を提供し、友だちとのふれあいを通じて健やかな発達を促進します。また、保護者には、交流の場を提供し、子育ての支援を行います。	地域子育て支援センター 健康増進課
母子栄養対策	母乳育児推進事業、栄養強化事業、離乳食等の栄養相談などを推進します。	健康増進課
こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問指導）	生後4か月までの児と保護者に対して、助産師や保健師が訪問し、健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行います。	健康増進課
乳幼児訪問指導	必要時、育児に関する悩みや相談に応じ、育児支援をします。	健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が必要である家庭に対し、育児・家事等の援助や育児指導等を行います。	子育て推進課
子育て相談総合窓口	妊娠、出産、育児における悩みや不安に対して面接、電話による相談に応じ、問題解決、不安解消につながるよう支援します。	健康増進課
母子保健推進員による地区活動	地域において、妊娠、出産、育児における悩みや不安に対する相談に応じたり、適切な情報提供、支援活動を実施します。	健康増進課
ひきこもり相談窓口	ひきこもり状態にある青少年及びその家族からの相談を受け、その対応について検討しながら、必要に応じて適切な関係機関を紹介します。	健康増進課
ひきこもり検討委員会	ひきこもりの問題に対して、関係機関が相互に連携して取り組みます。	健康増進課
食育の推進	地域や家庭、保育所（園）、幼稚園、学校など関係機関が連携を図りながら、子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供などを充実し、食育を推進していきます。また、栄養教諭や食生活改善推進員など関係機関と連携し、子どもの食事に不安を抱える保護者を対象とした教室を実施するなど、きめ細やかな事業展開も検討していきます。	学校教育課
性教育	小中学校の授業で、性についての学習を実施します。	学校教育課
エイズ教育	小中学校の授業で、エイズについての学習を実施します。	学校教育課
喫煙防止教育	小中学校の授業で、たばこの害と人に及ぼす影響について指導します。	学校教育課
薬物乱用防止教育	小中学校の授業で薬物の害とその乱用防止について指導します。	学校教育課

施策：4-2 児童の権利擁護

事業名	事業の方向性	所管課
子どもの人権啓発	講演会等の開催により、子どもの人権の啓発に取り組みます。	人権推進課
教育相談	不登校やいじめその他子育て等さまざまな悩みを抱えた子どもや保護者、市民の相談（電話・来談）に応じます。	学校教育課
適応指導教室	適応指導を行い、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。	学校教育課
家庭児童相談室の相談体制の充実（再掲）	関係機関との連携を一層強化し、増加傾向にある児童に関する相談の対応に努めます。	子育て推進課
要保護児童対策地域協議会の設置（再掲）	関係機関・関係団体との相互連携のもと、一つひとつの児童虐待の事案にきめ細やかに対応できるように運営体制の強化に努めます。	子育て推進課

施策：4-3 生活環境の整備・充実

事業名	事業の方向性	所管課
居住環境の改善	快適な居住環境を備えた住宅の供給を促進します。	管理課
市営住宅募集における優遇制度	同居親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯に良好な居住環境の提供に努めます。	管理課
道路環境の整備	主要道路の歩道や通学路などの整備を行い、安全で快適な道路整備を促進します。	都市計画課
有害環境の対策の強化	インターネットをはじめとする有害環境の排除について関係機関と連携した取り組みを行います。	学校教育課
公園施設の整備	安全で快適な憩いの場づくりのために、誰もが利用しやすい施設の整備、充実に努めます。	管理課

施策：4-4 子どもの安全の確保

事業名	事業の方向性	所管課
交通安全意識の高揚	交通安全教室など、交通安全意識の向上を図り、交通安全教育の徹底に努めます。	学校・幼稚園・保育所
自転車の安全な乗り方の指導	交通安全教室や街頭指導をとおして、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導していきます。	自治振興課
たなべあんしんネットワーク活動支援事業	あんしんネットワーク活動の一環として、登下校時の子どもの見守り声かけ活動を行います。	福祉課
安全対策の徹底	学校・保護者・地域が連携して、安全対策体制の一層の推進に努めます。	学校教育課
みんなで子どもを守る街づくり計画の実施	町内会や地域団体に呼びかけ、定期的に地域で子どもの通学を見守り、声かけをする運動を継続して実施していきます。	学校教育課
被害予防の情報提供	「安心・安全メール」などで不審者の情報を市民に周知することで、注意の喚起と被害の予防に努めます。	学校教育課
きしゅう君の家	いつでも子どもが助けを求められるように指定の拡充に努めます。	学校教育課
子どもの事故予防	乳幼児の事故防止について関心を高め、事故防止教育を推進します。	健康増進課
小学生・中学生・高校生への救命講習	「応急手当の必要性と身近な問題として捉える意識付け」、「応急手当に関する知識の修得」、「技術修得の熟知」の3項目に重点を置き、救命講習を実施します。	警防課
着衣泳の指導	水の事故から自分自身の生命を守るために、着衣泳に関する正しい知識と技術を身につけることを目的とし、実技指導を重点に実施します。	警防課
幼年消防クラブの結成	「正しい火の取扱いを教える」「消防の仕事に対する理解を深める」「防火思想の普及」を目的とし、田辺市内の保育園及び幼稚園に幼年消防クラブを結成していきます。	予防課